

山梨県災害廃棄物処理計画

平成 29 年 4 月

山梨県森林環境部

目 次

第 1 総 則

1	背景及び目的	1
2	基本的事項	1
(1)	本計画の位置付け	1
(2)	本計画の基本的な考え方	2
(3)	計画の概要	2
(4)	対象とする災害	2
(5)	処理体制	2
(6)	基本的な処理方針	3
(7)	国、県及び市町村の役割	4
(8)	対象とする災害廃棄物	5

第 2 災害廃棄物対策

1	平常時の対応	6
(1)	県における組織体制	6
ア	統括部 建築物・廃棄物対策班	6
イ	森林環境部 環境整備班	6
ウ	地方連絡本部 林務環境事務所	6
(2)	市町村における組織体制の整備	7
(3)	協力・支援体制の整備	7
ア	県内における協力・支援体制	7
イ	広域的な相互協力体制	7
ウ	協定締結団体との協力体制	8
(4)	一般廃棄物処理施設の災害予防	9
ア	一般廃棄物処理施設の耐震化等	9
イ	一般廃棄物処理施設の補修体制の整備	9
(5)	職員への教育訓練	10
(6)	処理対策の検討・整理	11
ア	災害廃棄物の発生量の推計	11
イ	要処理量と既存処理施設における処理可能量の比較検討	19
ウ	仮置場等の検討	24
エ	収集運搬	26
オ	仮設トイレ等し尿処理	26
カ	分別・処理・再資源化	26
キ	処理スケジュール・処理フロー	26
ク	環境対策、モニタリング	26

2	応急対応	28
(1)	発災後の業務の流れ	28
(2)	県の応急対応	29
ア	組織体制の確立	29
イ	被災状況等の情報収集	29
ウ	災害廃棄物発生量の推計及び国への報告	30
エ	被災市町村の支援、関係機関等の調整	30
(3)	市町村の応急対応	30
ア	組織体制の確立	30
イ	一般廃棄物処理施設の被災状況等の情報収集	30
ウ	関係団体等への協力・支援の要請	31
エ	県協定締結団体への協力・支援の要請	31
オ	災害廃棄物の処理	31
カ	環境対策、モニタリング	35
キ	広域的処理に係る協力・支援要請	36
(4)	災害廃棄物処理実行計画の作成	36
3	復旧・復興時の対応	37
(1)	災害廃棄物処理実行計画の見直し	37
(2)	進捗管理	37
(3)	一般廃棄物処理施設の復旧	37
(4)	仮設焼却炉の設置	37
4	その他	38
(1)	事務委託	38
(2)	非常災害に係る特例措置	38
ア	市町村による一般廃棄物処理施設の設置についての特例	38
イ	市町村から処分の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設設置についての特例	39
ウ	一般廃棄物委託基準についての特例	39
エ	非常災害時の産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例	39

第3 資料集

1	関係機関の連絡先	40
2	市町村設置一般廃棄物処理施設一覧	42
3	協定書	45

第1 総則

1 背景及び目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、大規模地震に加え、津波の発生により様々な災害廃棄物が混ざり合い、その性状や量はこれまでの災害を遙かに超え、その処理にあたり多くの被災市町村で混乱が生じた。

国は、東日本大震災や近年全国各地で発生した大雨、竜巻、台風等への対応から得た様々な経験や知識を踏まえ、平成10年に策定した「震災廃棄物対策指針」の改定を行うとともに、平成17年に策定した「水害廃棄物対策指針」との統合を行い、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定した。

また、平成27年8月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「法」という。）を改正して非常災害により生じた廃棄物の処理の原則を明確化した。

本県においては、平成26年2月に観測史上最大の積雪に見舞われ約30年ぶりに山梨県災害対策本部を設置する事態が生じ、雪害により大量に発生した廃棄物の処理に多くの労力を費やすとともに多額の経済的損失が生じたところである。

本計画は、このような背景や経験等を踏まえ、非常災害により大量に発生する廃棄物の処理に関し、平常時、応急対応時、復旧・復興時の対応について具体的に定め、今後起こりうる災害に予め備えるものである。

2 基本的事項

(1) 本計画の位置付け

本計画は、災害廃棄物対策指針を踏まえ、山梨県地域防災計画の廃棄物処理対策に基づき災害時における廃棄物の適正かつ迅速な処理に必要な事項を取りまとめたものである。その位置付けについて、図1.1に示す。

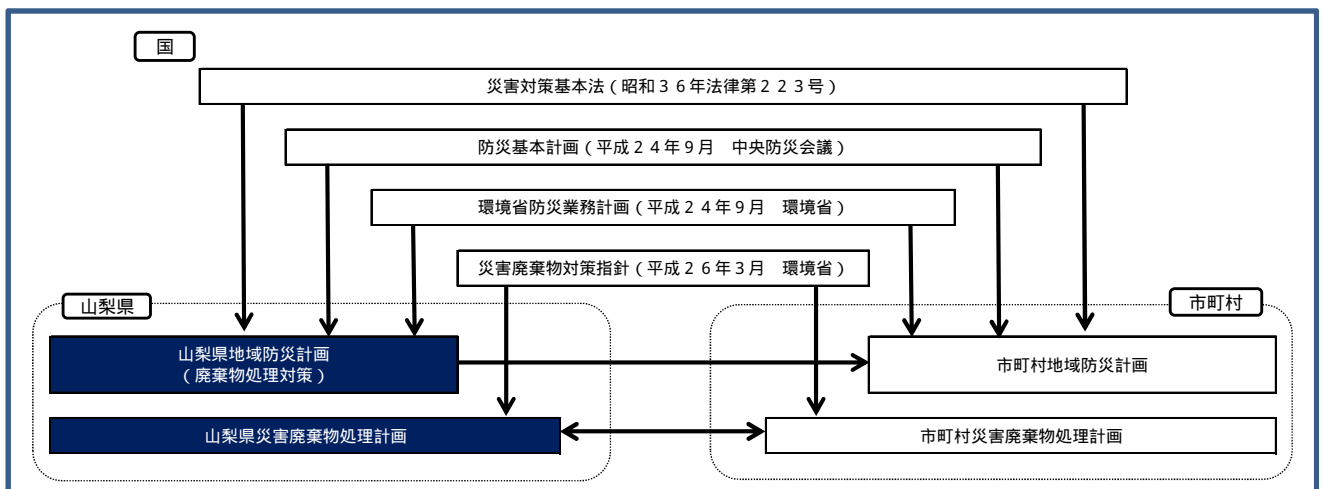


図 1.1 計画の位置付け

(2) 本計画の基本的な考え方

本計画は、本県の各市町村が被災市町村になることを想定し、国、県、市町村の実施すべき役割を整理し、平常時、応急対応時、復旧・復興時に必要となる事項についてとりまとめるとともに、支援地方公共団体となることも想定し、必要となる事項をまとめたものである。

なお、本計画は、山梨県地域防災計画や災害廃棄物対策指針等、関係する計画等の制定や改正に加え、訓練や実際の災害対応により明らかになった課題等を踏まえ、適宜見直しを行う。

(3) 計画の概要

本計画の概要は、次のとおりである。

計画の基本的な事項として、各主体の役割や対象とする災害、対象とする災害廃棄物等について示す。

平常時の対応として、災害廃棄物発生量や要処理量の推計方法等を明らかにするとともに、推計結果に基づく処理体制・組織体制の整備等、あらかじめ県や市町村が検討・把握する事項等について示す。

発災後被害状況の全貌が明らかとなっていない時期である応急対応時において、組織体制の確立や収集する情報の内容等、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理のために県や市町村が実施する事項等について示す。

災害廃棄物の再資源化や中間処理が本格化する時期である復旧・復興時の対応として、災害廃棄物の処理の進捗管理や一般廃棄物処理施設の復旧等、県や市町村が実施する事項等について示す。

(4) 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び水害、その他自然災害であり、地震災害については、地震動により直接生ずる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。

水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水などの被害を対象とする。

(5) 処理体制

災害廃棄物は一般廃棄物とされており、法の規定により、一般廃棄物は市町村が処理責任を負っていることから、処理の主体は市町村が基本となる。

県は、市町村間及び他都道府県との広域支援体制の確立を図るとともに、市町村がその責務を十分果たせるよう必要な助言・支援を行う。

(6) 基本的な処理方針

災害廃棄物の処理にあたっては、撤去段階から積極的に分別を実施し、それぞれの特性に応じた適切な処理を行うとともに、再資源化が可能なものは極力再資源化し、最終処分量の削減等に努める。

また、早期に復旧・復興を果たすため、できる限りすみやかに、最長でも発災から3年で災害廃棄物の処理を終えることとする。

(7) 国、県及び市町村の役割

災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物の処理を進めるためには、国、県及び市町村の役割の明確化が必要であり、想定される主な役割は表 1.1 のとおりである。

また、市町村は、あらかじめ、平常時、応急対応時、復旧・復興時における処理手順や処理の実施方法等、災害廃棄物の処理に必要な事項を取りまとめた災害廃棄物処理計画を作成し、災害時に備える。

表 1.1 各主体の主な役割

	平常時（災害予防）	応急対応時	復旧・復興時
国	地方公共団体に対する助言・指導その他支援	県からの被害情報、災害廃棄物の発生見込量の把握 被災自治体の要請に応じた広域的な協力体制の確保 マスタープランの作成（緊急災害対策本部設置時）	県からの情報確認、支援ニーズの把握 広域的な協力体制の継続、廃棄物処理に係る財政支援等
県	広域的な相互協力体制の整備 災害支援協定の締結 被害想定に基づく廃棄物発生量の推計 職員の教育訓練	被害情報の収集 被害状況に基づく廃棄物発生量の推計、国への報告 広域的な協力体制の確保 国、周辺市町村、関係団体等との連絡調整 処理体制に関する助言・支援 実行計画の作成支援 処理の進捗状況の把握	国、周辺市町村、関係団体等との連絡調整 処理施設の復旧状況の確認 処理体制に関する助言・支援 処理の進捗状況の把握
市町村	災害支援協定の締結 廃棄物処理施設の耐震化及び被害対策 被害想定に基づく廃棄物発生量の推計 処理スケジュール及び処理フローの検討 仮置場の必要面積の算定及び候補地の選定 収集運搬方法・ルート、必要資機材等の検討 職員の教育訓練	処理施設の被害状況の把握、県への報告 被害状況に基づく廃棄物発生量の推計及び処理可能能力の把握 関係団体等への協力・支援要請 処理スケジュール及び処理フローの決定 災害廃棄物の処理 実行計画の作成 処理の進捗状況の管理	実行計画の実施及び見直し 関係団体との連携 処理施設の復旧 処理の進捗状況の管理

平常時（災害予防）：地震発生までの期間

応急対応時：人命救助から生活再生までの期間

復旧・復興時：災害廃棄物の処理が完了するまでの期間

(8) 対象とする災害廃棄物

本計画の対象とする災害廃棄物を表 1.2、表 1.3 に例示する。

表 1.2 災害により発生する廃棄物

種 類	内 容
木くず	柱・梁・壁材、流木等
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車等
腐敗性廃棄物	畳、被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品等
有害廃棄物	石綿含有廃棄物、P C B 廃棄物、感染性廃棄物、有害性物質を含む医薬品類及び農薬類等
その他適正処理困難物	消火器、ボンベ類、ピアノ、マットレス等

(「災害廃棄物対策指針」による)

表 1.3 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

種 類	内 容
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
し尿	仮設トイレ等からの汲取りし尿
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ

(「災害廃棄物対策指針」による)

第2 災害廃棄物対策

1 平常時の対応

(1) 県における組織体制

県災害対策本部における災害廃棄物に係る組織及び分掌事務は次のとおりであり、本部や関係機関等との関連を図 2.1 に示す。

ア 統括部 建築物・廃棄物対策班

分掌事務：国、市町村及び災害対策本部内の情報収集・連絡調整に関すること

イ 森林環境部 環境整備班

分掌事務：廃棄物処理対策に関すること（配置体制・役割：表 2.1）

ウ 地方連絡本部 林務環境事務所

分掌事務：管内における廃棄物処理対策に関すること

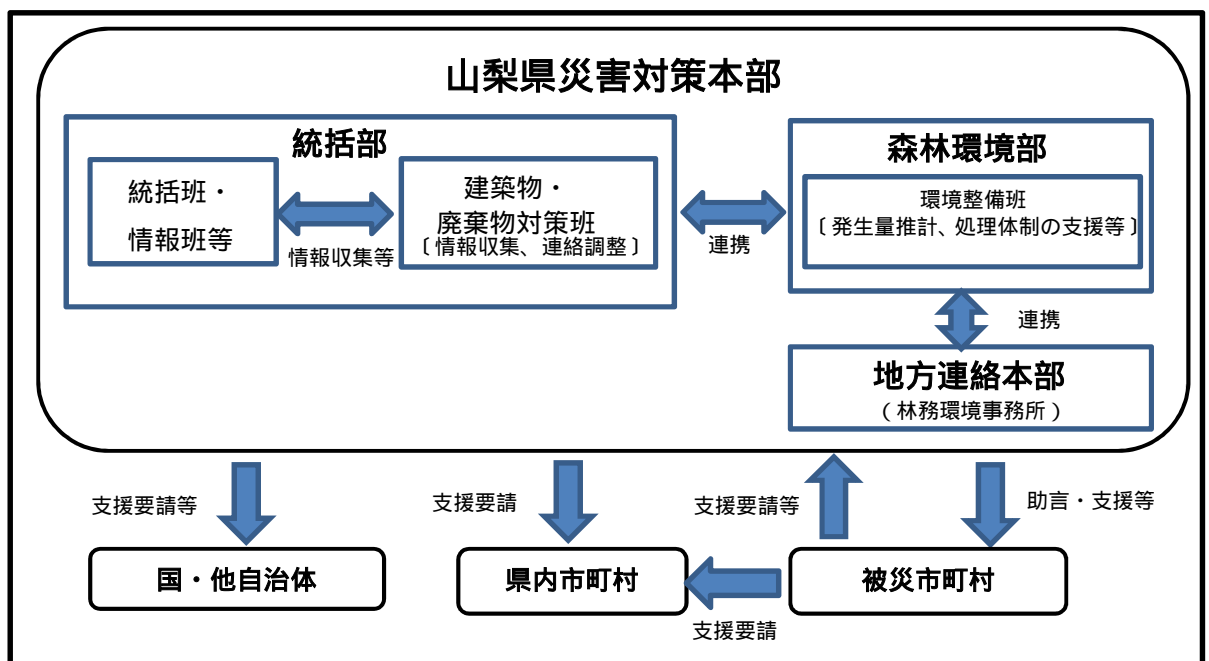


図 2.1 組織体制関連図

表 2.1 森林環境部環境整備班における配置体制・役割

災害時の役割	担当する班員
班の統括	班長（課長）
総合調整	管理職員
統括部及び部内の連絡・調整	管理職員、計画担当
庁内及び関係団体等との連絡・調整	計画担当
情報収集	計画担当、産業廃棄物担当、廃棄物不法投棄対策担当
市町村の処理体制に関する助言・支援	計画担当、産業廃棄物担当、廃棄物不法投棄対策担当
市町村の実行計画作成支援	計画担当

(2) 市町村における組織体制の整備

市町村は、自らの地域防災計画において、廃棄物処理対策の役割の明確化、発災時の動員、配置計画、連絡体制、指揮命令系統等を定めることとする。

また、組織体制図を作成し、担当及び各担当の業務内容を、初動期、応急対応期(前半、後半)、復旧・復興期に区分し定めておくとともに、作業毎に必要な人員数をあらかじめ検討しておく。組織体制図の例を図 2.2 に示す。



※【 】内は平常時における組織体制の部局名

図 2.2 組織体制図(例)(「災害廃棄物対策指針」による)

(3) 協力・支援体制の整備

災害廃棄物の処理について、県内における協力・支援体制を整備するとともに、大規模災害時には、県域を越えた処理も想定されるため、広域的な相互協力体制についても充実を図る。

ア 県内における協力・支援体制

県は、市町村の災害廃棄物処理計画の内容を把握し、県の災害廃棄物処理計画と整合が図られるよう助言・支援するとともに、市町村の災害廃棄物処理体制の整備に有用な情報を適宜市町村に提供する。

市町村は、近隣をはじめとする市町村等と廃棄物の処理に関する災害支援協定の締結に努める。

イ 広域的な相互協力体制

県は、県域を越えた広域体制については、関東地方知事会、全国都道府県及び中央日本四県などの災害時の相互応援協定に加え、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会の取り組みに基づき、広域的な協力・支援体制の整備に努める。

ウ 協定締結団体との協力体制

災害廃棄物の処理及び障害物の除去については、県と関係団体間で協定を締結しており、その内容を図 2.3、連絡体制を図 2.4 に示す。

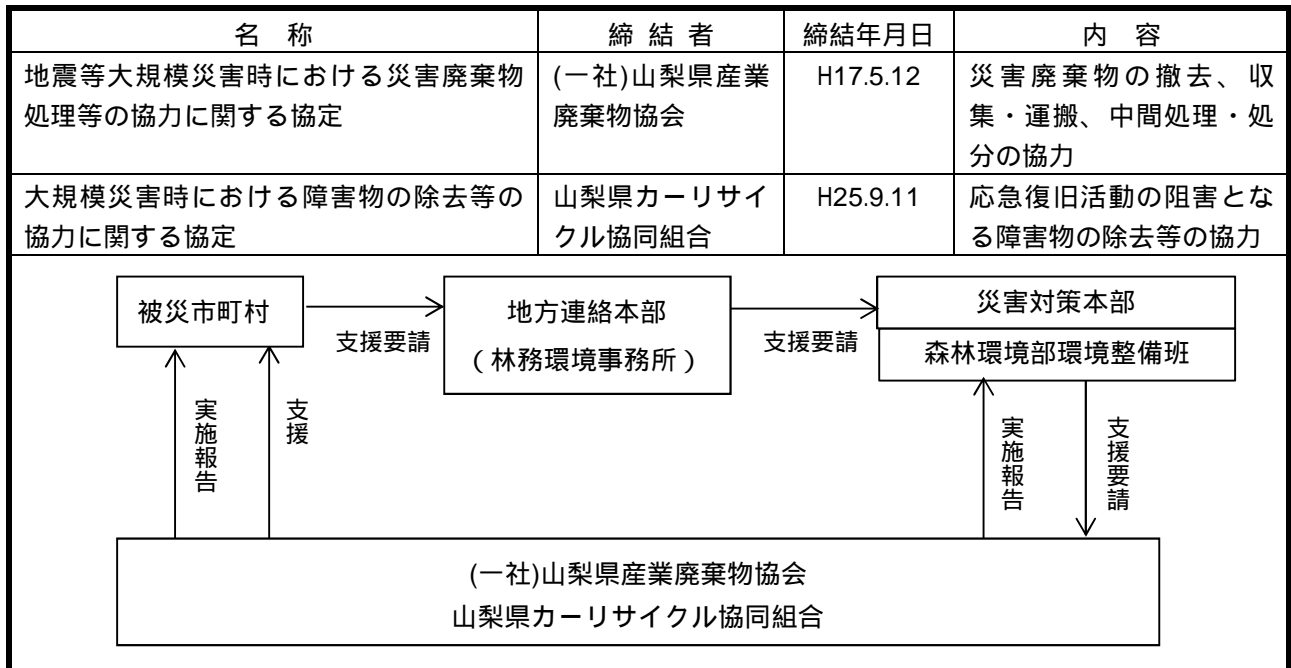


図 2.3 協定締結団体との協力体制

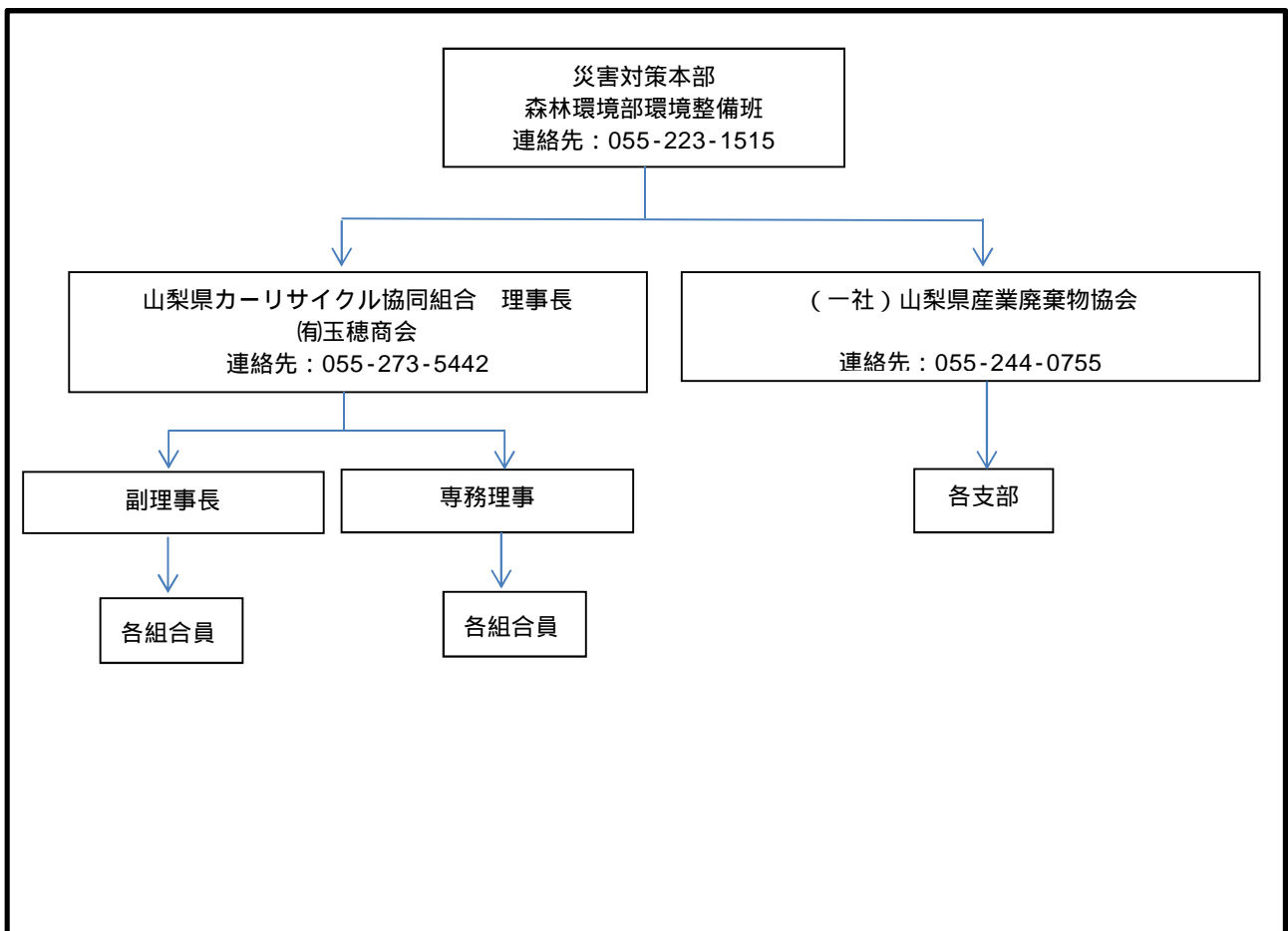


図 2.4 協定締結団体との連絡体制

(4) 一般廃棄物処理施設の災害予防

ア 一般廃棄物処理施設の耐震化等

市町村等は、地震等大規模災害に強い廃棄物処理施設とするため、既存の施設については、耐震診断を実施するとともに、耐震性能の向上、不燃堅牢化、浸水対策を図り、新設する場合は、災害対策に配慮した施設づくりに努める。

また、施設における災害時の人員計画、連絡体制等をあらかじめ検討しておく。

イ 一般廃棄物処理施設の補修体制の整備

市町村等は、一般廃棄物処理施設を修復するための点検手引き(点検事項の例:表 2.2、表 2.3)をあらかじめ作成しておくとともに、災害時の点検、修復に備え、当該施設のプラントメーカー等との協力体制を確立しておく。

また、廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、補修等に必要な資機材の備蓄に努める。

表 2.2 焼却施設の点検事項(例)

点検箇所	点検内容
建築物	工場棟、煙突、管理棟 各種目視点検(亀裂、崩落、傾き等)
電気系統	表示等各種目視点検、各種配線接合部損傷点検、各トランス目視点検、電力コンデンサーオイル漏れ点検
バッテリー室	目視点検、バッテリー盤内液漏れ点検
灯油設備	地下タンク油量及び油漏れ点検、灯油配管目視点検
危険物設備	目視点検(漏出)
薬品タンク	目視点検(漏出)
分析試験室	目視点検(危険な薬品)
エレベーター	停止状況確認、動作確認(搭乘しない)、保守業者へ連絡
ガス	ガス使用設備周辺臭気確認、元栓閉鎖確認、各ガス機器類点検
炉・ボイラー	炉内、炉壁、水管状態目視点検、設備本体及び基礎状態点検、各種配管状態点検
クレーン	ガーダ、クラブ上の機器点検、レール点検、ケーブル点検
水処理設備 高温水設備	各種点検、各種配管状態点検
汚水処理設備	各槽点検、各機器目視点検
バンカーゲート	油圧装置目視点検、油圧配管目視点検
粉砕機	油タンク及び配管ライン点検、本体及び基礎状態点検
計量	トラックスケール点検

(「災害廃棄物対策指針 参考資料 13」による)

表 2.3 最終処分場の点検事項（例）

時間	点検の種類	点検の目的	点検の内容
地震発生後 1～2日	緊急点検	廃棄物搬入可否の判断	<ul style="list-style-type: none"> ・目視点検（埋設地全体、施設全体） ・航空写真による処分場全体の点検（入手可能な場合）
～7日	初期点検	環境保全機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング孔による水質点検（遮水機能の点検） ・地下水集排水管、浸出水集排水管の水量・水質点検（遮水機能の点検） ・簡易測量による点検（固定点の座標点検）
～1ヶ月	詳細点検	施設機能の回復	<ul style="list-style-type: none"> ・貯留構造物（測量（平面測量、縦断測量、横断測量）） ・遮水工（埋立地の測量、漏水検知による点検、トレーサーによる点検） ・浸出水集排水管

（「災害廃棄物対策指針 参考資料 12 による」）

（5）職員への教育訓練

災害時に本計画が有効に活用されるよう平常時から本計画の記載内容について職員に周知するとともに、担当職員に変更が生じた場合においても、災害時に速やかに対応ができるよう必要な知識・情報の引継ぎを行う。

また、市町村や協定締結団体と合同で図上訓練を実施する等により、組織や連絡体制の確認を行うとともに、県、市町村及び協定締結団体等における人材の育成を図る。

(6) 処理対策の検討・整理

市町村は、災害廃棄物処理に係る応急体制を整備するため、あらかじめ、次の事項について検討し、把握に努める。

ア 災害廃棄物の発生量の推計

地域防災計画における被害想定に応じた発生量を推計する。

災害廃棄物の推計方法の例示を表 2.4～表 2.6 に、県地域防災計画の被害想定をもとに推計した地震別の災害廃棄物発生量を表 2.7 に示す。

表 2.4 災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く）発生量の推計方法

発生量 (t)	被害棟数 (棟) × 平均床面積 (m ² / 棟) × 発生原単位 (t / m ²) × 係数 被害区分：全壊、半壊、焼失 (木造・非木造)			
種類別発生量	災害廃棄物発生量 (t) × 災害廃棄物等の種類別割合			
平均床面積	全壊	木造：127m ² /棟	R C 造：1,454m ² /棟	
	半壊	S 造：281m ² /棟	その他：102m ² /棟	
	焼失	木造：127m ² /棟	非木造：322m ² /棟	
発生原単位	全壊	木造：0.696 t / m ²	R C 造：1.107 t / m ²	
	半壊	S 造：0.712 t / m ²	その他：0.838 t / m ²	
	焼失	木造：0.696 t / m ²	非木造：0.805 t / m ²	
係数	全壊：1	半壊：0.2		
	焼失 (木造) : 0.66	焼失 (非木造) : 0.84		
種類別割合	項目	全壊、半壊	火災 (木造)	火災 (非木造)
	可燃物 (%)	18	0.1	0.1
	不燃物 (%)	18	65	20
	コンクリートがら (%)	52	31	76
	金属くず (%)	6.6	4	4
	柱角材 (%)	5.4	0	0

平均床面積：「山梨県統計データバンク 市別構造別着工建築物」の平成 2 2 ～平成 2 6 年度の建物の数、床面積から算出

発生原単位：「阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について」(平成 9 年 3 月 兵庫県)による

係数：「災害廃棄物対策指針 技術資料」による

種類別割合：「災害廃棄物対策指針 技術資料」南海トラフ巨大地震の想定 (東日本大震災の処理実績に基づく種類別割合)による

焼失による木造・非木造別の被害想定を行っていない場合には、木造と非木造の割合を 8 対 2 (県内の建物のおおよその構造別割合)として算出する。

表 2.5 災害廃棄物（避難所ごみ）発生量の推計方法

避難所ごみ発生量	避難者数(人) × 収集実績に基づいた発生原単位(g /人・日)
収集実績に基づいた発生原単位	「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)の過去 10 年間の山梨県 1 人 1 日当たりの排出量の平均値を用いる

算出式：「災害廃棄物対策指針 技術資料」による

表 2.6 災害廃棄物（し尿）収集必要量の推計方法

し尿収集必要量 (L)	災害時におけるし尿収集必要人数 × 1 日 1 人平均排出量	
災害時におけるし尿収集必要人数	仮設トイレ必要人数 + 非水洗区域し尿収集人口	
1 日 1 人平均排出量	1 . 7 L /人・日	
仮設トイレ必要人数	避難所避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数	
非水洗区域し尿収集人口	汲取人口 - 避難者数 × (汲取人口 / 総人口)	
	汲取人口	計画収集人口
断水による仮設トイレ必要人数	〔水洗化人口 - 避難者数 × (水洗化人口 / 総人口) 〕 × 上水道支障率 × 1 / 2	
	水洗化人口	平常時に水洗トイレを使用する住民数 (下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)
	総人口	水洗化人口 + 非水洗化人口
	上水道支障率	地震による上水道の被害率
	1 / 2	断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約 1 / 2 の住民と仮定
計画収集人口	「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)の山梨県の直近年度の値を用いる	
水洗化人口		
総人口		

算出式：「災害廃棄物対策指針 技術資料」による

1 日 1 人平均排出量：「災害廃棄物対策指針 技術資料」による

表 2.7 地震別の災害廃棄物発生量

< 東海地震 >

(t)

市町村名	発生量			種類別発生量					
	全壊・半壊	焼失	合計	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	柱角材	合計
甲府市	298,149	2,372	300,521	53,667	54,995	155,987	19,773	16,100	300,521
富士吉田市	172,119	1,863	173,981	30,981	32,024	90,247	11,434	9,294	173,981
都留市	15,362	451	15,813	2,765	3,018	8,169	1,032	830	15,813
山梨市	23,012	451	23,463	4,142	4,395	12,146	1,537	1,243	23,463
大月市	18,223	451	18,674	3,280	3,533	9,656	1,221	984	18,674
韮崎市	11,761	451	12,212	2,117	2,370	6,296	794	635	12,212
南アルプス市	62,800	961	63,760	11,304	11,842	33,040	4,183	3,391	63,760
北杜市	26,258	451	26,709	4,726	4,979	13,835	1,751	1,418	26,709
甲斐市	20,998	451	21,449	3,780	4,032	11,100	1,404	1,134	21,449
笛吹市	89,312	961	90,273	16,076	16,614	46,827	5,933	4,823	90,273
上野原市	3,562	0	3,562	641	641	1,852	235	192	3,562
甲州市	25,065	0	25,065	4,512	4,512	13,034	1,654	1,354	25,065
中央市	53,352	1,353	54,705	9,603	10,361	28,284	3,575	2,881	54,705
市川三郷町	46,739	902	47,641	8,413	8,918	24,665	3,121	2,524	47,641
早川町	15,191	451	15,642	2,734	2,987	8,080	1,021	820	15,642
身延町	172,892	3,216	176,108	31,121	32,922	91,190	11,540	9,336	176,108
南部町	150,509	2,314	152,822	27,092	28,387	79,190	10,026	8,127	152,822
富士川町	53,011	1,353	54,365	9,542	10,300	28,107	3,553	2,863	54,365
昭和町	7,733	0	7,733	1,392	1,392	4,021	510	418	7,733
道志村	292	0	292	52	52	152	19	16	292
西桂町	1,950	0	1,950	351	351	1,014	129	105	1,950
忍野村	42,791	902	43,694	7,702	8,208	22,612	2,860	2,311	43,694
山中湖村	185,478	961	186,439	33,386	33,924	96,833	12,280	10,016	186,439
鳴沢村	29,464	451	29,915	5,304	5,556	15,502	1,963	1,591	29,915
富士河口湖町	89,772	961	90,732	16,159	16,697	47,065	5,963	4,848	90,732
小菅村	40	0	40	7	7	21	3	2	40
丹波山村	424	0	424	76	76	221	28	23	424
合計	1,616,259	21,726	1,637,986	290,927	303,093	849,145	107,542	87,278	1,637,986

焼失による発生量は、焼失による木造、非木造の被害棟数の割合を 8 対 2 として算出した。

【参考】被害棟数（「山梨県東海地震被害想定調査」（平成 17 年）による）

(棟)

市町村名	全壊					半壊					焼失
	木造	R C 造	S 造	その他	合計	木造	R C 造	S 造	その他	合計	
甲府市	625	43	128	26	822	4,668	141	393	130	5,332	27
富士吉田市	656	12	80	26	774	3,073	35	224	119	3,451	21
都留市	22	1	7	0	30	407	6	32	0	445	5
山梨市	39	1	6	0	46	829	4	16	10	859	5
大月市	18	0	6	0	24	759	4	16	5	784	5
韮崎市	11	0	4	0	15	473	2	19	13	507	5
南アルプス市	221	2	29	3	255	1,634	5	77	24	1,740	11
北杜市	14	0	4	0	18	1,295	1	17	19	1,332	5
甲斐市	19	1	9	0	29	739	5	30	2	776	5
笛吹市	224	5	24	9	262	2,495	21	88	88	2,692	11
上野原市	1	0	0	0	1	191	0	2	1	194	0
甲州市	45	2	9	2	58	695	6	27	35	763	0
中央市	174	2	48	5	229	945	8	121	35	1,109	15
市川三郷町	232	0	22	2	256	1,042	2	61	9	1,114	10
早川町	91	0	1	1	93	358	1	4	3	366	5
身延町	1,239	2	60	18	1,319	2,227	7	114	25	2,373	36
南部町	1,222	4	49	4	1,279	1,160	7	77	4	1,248	26
富士川町	229	1	18	3	251	1,315	5	53	19	1,392	15
昭和町	13	0	9	0	22	165	2	28	6	201	0
道志村	0	0	0	0	0	11	0	2	1	14	0
西桂町	2	0	1	0	3	78	0	4	2	84	0
忍野村	205	5	11	1	222	493	14	27	2	536	10
山中湖村	336	46	17	0	399	1,062	180	40	1	1,283	11
鳴沢村	124	2	11	2	139	520	9	18	6	553	5
富士河口湖町	311	8	26	21	366	1,521	32	77	125	1,755	11
小菅村	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
丹波山村	0	0	0	0	0	24	0	0	0	24	0
合計	6,073	137	579	123	6,912	28,179	497	1,568	684	30,928	244

旧上九一色村分については甲府市に含めた。

< 南関東直下プレート境界地震 >

(t)

市町村名	発生量			種類別発生量					
	全壊・半壊	焼失	合計	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	柱角材	合計
甲府市	87,285	568	87,853	15,711	16,029	45,615	5,784	4,713	87,853
富士吉田市	32,370	117	32,487	5,827	5,892	16,879	2,141	1,748	32,487
都留市	19,049	117	19,165	3,429	3,494	9,952	1,262	1,029	19,165
山梨市	39,632	233	39,866	7,134	7,265	20,702	2,625	2,140	39,866
大月市	4,189	117	4,306	754	819	2,225	281	226	4,306
韮崎市	1,237	0	1,237	223	223	643	82	67	1,237
南アルプス市	18,238	0	18,238	3,283	3,283	9,484	1,204	985	18,238
北杜市	3,830	0	3,830	689	689	1,991	253	207	3,830
甲斐市	11,473	0	11,473	2,065	2,065	5,966	757	620	11,473
笛吹市	47,230	117	47,347	8,501	8,567	24,606	3,122	2,550	47,347
上野原市	3,358	0	3,358	604	604	1,746	222	181	3,358
甲州市	47,333	233	47,566	8,520	8,651	24,706	3,133	2,556	47,566
中央市	18,202	0	18,202	3,276	3,276	9,465	1,201	983	18,202
市川三郷町	11,978	0	11,978	2,156	2,156	6,228	791	647	11,978
早川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身延町	601	0	601	108	108	313	40	32	601
南部町	194	0	194	35	35	101	13	11	194
富士川町	7,423	0	7,423	1,336	1,336	3,860	490	401	7,423
昭和町	5,248	0	5,248	945	945	2,729	346	283	5,248
道志村	1,325	0	1,325	239	239	689	87	72	1,325
西桂町	2,986	0	2,986	538	538	1,553	197	161	2,986
忍野村	9,224	233	9,457	1,660	1,791	4,890	618	498	9,457
山中湖村	32,594	117	32,710	5,867	5,932	16,995	2,156	1,760	32,710
鳴沢村	4,560	0	4,560	821	821	2,371	301	246	4,560
富士河口湖町	14,295	0	14,295	2,573	2,573	7,434	943	772	14,295
小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
丹波山村	972	0	972	175	175	506	64	53	972
合計	424,828	1,851	426,680	76,469	77,506	221,651	28,113	22,941	426,680

焼失による発生量は、焼失による木造、非木造の被害棟数の割合を8対2として算出した。

【参考】被害棟数（「山梨県地震被害想定調査報告書」（平成8年）による）

(棟)

市町村名	全壊					半壊					焼失
	木造	R C造	S造	その他	合計	木造	R C造	S造	その他	合計	
甲府市	74	0	3	287	364	635	0	13	2,566	3,214	7
富士吉田市	109	0	0	4	113	1,229	0	0	39	1,268	2
都留市	66	0	0	1	67	733	0	0	10	743	2
山梨市	189	0	2	2	193	1,230	0	8	17	1,255	4
大月市	25	0	0	0	25	111	0	0	1	112	2
韮崎市	7	0	0	0	7	34	0	0	1	35	0
南アルプス市	75	0	0	0	75	647	0	0	10	657	0
北杜市	13	0	0	1	14	141	0	0	6	147	0
甲斐市	36	0	0	0	36	468	0	0	1	469	0
笛吹市	167	0	0	7	174	1,747	0	2	53	1,802	2
上野原市	18	0	0	0	18	99	0	0	1	100	0
甲州市	228	0	4	4	236	1,426	0	13	18	1,457	4
中央市	75	0	0	3	78	614	0	3	20	637	0
市川三郷町	49	0	1	0	50	407	0	5	3	415	0
早川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身延町	4	0	0	0	4	14	0	0	0	14	0
南部町	1	0	0	0	1	6	0	0	0	6	0
富士川町	29	0	0	0	29	272	0	0	3	275	0
昭和町	17	0	0	0	17	208	0	0	4	212	0
道志村	4	0	0	0	4	54	0	0	1	55	0
西桂町	10	0	0	0	10	117	0	0	2	119	0
忍野村	45	0	0	0	45	289	0	3	1	293	4
山中湖村	138	2	1	0	141	841	6	4	1	852	2
鳴沢村	12	0	0	0	12	197	0	0	1	198	0
富士河口湖町	45	0	0	1	46	573	0	0	6	579	0
小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
丹波山村	4	0	0	0	4	35	0	0	0	35	0
合計	1,440	2	11	310	1,763	12,127	6	51	2,765	14,949	29

旧上九一色村分については甲府市に含めた。

< 釜無川断層地震 >

(t)

市町村名	発生量			種類別発生量					
	全壊・半壊	焼失	合計	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	柱角材	合計
甲府市	1,749,882	72,742	1,822,625	314,979	355,715	939,036	118,402	94,494	1,822,625
富士吉田市	11,460	233	11,693	2,063	2,193	6,052	766	619	11,693
都留市	5,161	117	5,278	929	994	2,730	345	279	5,278
山梨市	170,754	1,019	171,773	30,736	31,306	89,200	11,311	9,221	171,773
大月市	1,025	0	1,025	185	185	533	68	55	1,025
韮崎市	513,035	11,452	524,487	92,346	98,760	271,359	34,318	27,704	524,487
南アルプス市	987,967	4,176	992,143	177,834	180,173	515,413	65,373	53,350	992,143
北杜市	846,177	3,333	849,510	152,312	154,178	441,345	55,981	45,694	849,510
甲斐市	500,764	38,343	539,107	90,138	111,610	275,735	34,584	27,041	539,107
笛吹市	421,401	2,038	423,439	75,852	76,993	219,944	27,894	22,756	423,439
上野原市	831	0	831	150	150	432	55	45	831
甲州市	147,541	961	148,502	26,557	27,095	77,106	9,776	7,967	148,502
中央市	244,169	19,630	263,799	43,950	54,943	134,820	16,900	13,185	263,799
市川三郷町	283,813	18,946	302,759	51,086	61,696	155,161	19,490	15,326	302,759
早川町	21,247	0	21,247	3,824	3,824	11,048	1,402	1,147	21,247
身延町	151,580	902	152,482	27,284	27,790	79,182	10,040	8,185	152,482
南部町	9,701	0	9,701	1,746	1,746	5,045	640	524	9,701
富士川町	294,069	22,788	316,857	52,932	65,694	162,031	20,320	15,880	316,857
昭和町	108,774	10,885	119,658	19,579	25,675	60,916	7,614	5,874	119,658
道志村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西桂町	530	0	530	95	95	276	35	29	530
忍野村	2,245	117	2,362	404	469	1,214	153	121	2,362
山中湖村	7,195	117	7,312	1,295	1,360	3,788	480	389	7,312
鳴沢村	4,560	0	4,560	821	821	2,371	301	246	4,560
富士河口湖町	14,295	117	14,412	2,573	2,639	7,480	948	772	14,412
小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
丹波山村	972	0	972	175	175	506	64	53	972
合計	6,499,149	207,914	6,707,064	1,169,847	1,286,279	3,462,724	437,260	350,954	6,707,064

焼失による発生量は、焼失による木造、非木造の被害棟数の割合を8対2として算出した。

【参考】被害棟数（「山梨県地震被害想定調査報告書」（平成8年）による）

(棟)

市町村名	全壊					半壊					焼失
	木造	R C造	S造	その他	合計	木造	R C造	S造	その他	合計	
甲府市	1,558	219	154	10,834	12,765	2,255	171	265	11,541	14,232	807
富士吉田市	48	0	0	2	50	386	0	0	13	399	4
都留市	21	0	0	0	21	185	0	0	2	187	2
山梨市	1,157	1	39	20	1,217	2,955	2	91	49	3,097	12
大月市	6	0	0	0	6	28	0	0	0	28	0
韮崎市	3,733	17	359	142	4,251	2,524	7	589	76	3,196	128
南アルプス市	6,843	74	568	117	7,602	5,197	31	933	68	6,229	47
北杜市	6,969	26	302	139	7,436	5,169	11	494	78	5,752	38
甲斐市	3,477	29	277	33	3,816	3,696	13	465	22	4,196	425
笛吹市	2,855	10	149	120	3,134	5,343	16	274	135	5,768	24
上野原市	3	0	0	0	3	32	0	0	0	32	0
甲州市	977	2	38	16	1,033	2,494	3	86	29	2,612	11
中央市	1,811	6	133	59	2,009	1,803	4	225	36	2,068	219
市川三郷町	2,189	0	224	15	2,428	1,649	0	372	11	2,032	210
早川町	165	0	1	1	167	351	0	3	3	357	0
身延町	1,187	0	33	14	1,234	2,021	0	68	24	2,113	10
南部町	45	0	0	0	45	316	0	3	1	320	0
富士川町	2,488	1	155	34	2,678	1,570	1	255	20	1,846	254
昭和町	692	3	95	18	808	840	2	162	15	1,019	121
道志村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西桂町	3	0	0	0	3	15	0	0	0	15	0
忍野村	9	0	0	0	9	82	0	0	0	82	2
山中湖村	27	0	0	0	27	272	0	0	0	272	2
鳴沢村	12	0	0	0	12	197	0	0	1	198	0
富士河口湖町	45	0	0	1	46	573	0	0	6	579	2
小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
丹波山村	4	0	0	0	4	35	0	0	0	35	0
合計	36,324	388	2,527	11,565	50,804	39,988	261	4,285	12,130	56,664	2,318

旧上九一色村分については甲府市に含めた。

< 藤の木愛川断層地震 >

(t)

市町村名	発生量			種類別発生量					
	全壊・半壊	焼失	合計	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	柱角材	合計
甲府市	1,082,999	5,471	1,088,470	194,940	198,004	565,348	71,697	58,482	1,088,470
富士吉田市	136,196	961	137,157	24,515	25,053	71,206	9,027	7,355	137,157
都留市	293,874	1,353	295,228	52,897	53,655	153,356	19,450	15,869	295,228
山梨市	460,131	13,315	473,446	82,824	90,280	244,594	30,901	24,847	473,446
大月市	542,555	1,863	544,418	97,660	98,703	282,874	35,883	29,298	544,418
韮崎市	24,167	233	24,401	4,350	4,481	12,660	1,604	1,305	24,401
南アルプス市	144,690	1,019	145,709	26,044	26,615	75,646	9,590	7,813	145,709
北杜市	26,839	117	26,956	4,831	4,896	14,003	1,776	1,449	26,956
甲斐市	91,596	626	92,222	16,487	16,838	47,880	6,070	4,946	92,222
笛吹市	906,728	3,784	910,512	163,211	165,330	473,012	59,995	48,963	910,512
上野原市	299,105	1,077	300,183	53,839	54,442	155,966	19,784	16,152	300,183
甲州市	544,366	8,295	552,661	97,986	102,631	286,388	36,260	29,396	552,661
中央市	99,651	509	100,160	17,937	18,222	52,022	6,597	5,381	100,160
市川三郷町	50,936	233	51,170	9,169	9,299	26,580	3,371	2,751	51,170
早川町	18	0	18	3	3	9	1	1	18
身延町	4,313	0	4,313	776	776	2,243	285	233	4,313
南部町	194	0	194	35	35	101	13	11	194
富士川町	34,793	117	34,910	6,263	6,328	18,139	2,301	1,879	34,910
昭和町	55,234	233	55,467	9,942	10,073	28,815	3,655	2,983	55,467
道志村	8,122	0	8,122	1,462	1,462	4,224	536	439	8,122
西桂町	29,992	117	30,109	5,399	5,464	15,643	1,984	1,620	30,109
忍野村	9,224	233	9,457	1,660	1,791	4,890	618	498	9,457
山中湖村	32,594	175	32,769	5,867	5,965	17,019	2,158	1,760	32,769
鳴沢村	18,729	0	18,729	3,371	3,371	9,739	1,236	1,011	18,729
富士河口湖町	64,577	117	64,694	11,624	11,689	33,627	4,267	3,487	64,694
小菅村	3,752	0	3,752	675	675	1,951	248	203	3,752
丹波山村	9,639	0	9,639	1,735	1,735	5,012	636	521	9,639
合計	4,975,016	39,848	5,014,864	895,503	917,818	2,602,947	329,945	268,651	5,014,864

焼失による発生量は、焼失による木造、非木造の被害棟数の割合を8対2として算出した。

【参考】被害棟数(「山梨県地震被害想定調査報告書」(平成8年)による)

(棟)

市町村名	全壊					半壊					焼失
	木造	R C造	S造	その他	合計	木造	R C造	S造	その他	合計	
甲府市	1,121	76	115	6,598	7,910	2,120	104	207	11,428	13,859	61
富士吉田市	685	1	17	27	730	3,557	3	65	110	3,735	11
都留市	2,149	7	160	32	2,348	2,523	5	279	31	2,838	15
山梨市	3,682	14	179	67	3,942	3,121	8	301	47	3,477	149
大月市	4,226	33	228	47	4,534	2,641	13	373	27	3,054	21
韮崎市	89	0	1	4	94	853	0	5	28	886	4
南アルプス市	667	2	27	13	709	3,936	4	103	59	4,102	12
北杜市	124	0	1	4	129	833	0	5	24	862	2
甲斐市	397	1	18	3	419	2,687	2	65	17	2,771	8
笛吹市	7,032	46	326	223	7,627	5,310	28	542	132	6,012	43
上野原市	2,422	10	124	30	2,586	1,790	4	206	22	2,022	13
甲州市	4,296	26	230	59	4,611	2,987	10	380	29	3,406	93
中央市	648	1	30	30	709	1,613	1	69	35	1,718	6
市川三郷町	274	0	20	2	296	1,144	0	55	7	1,206	4
早川町	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
身延町	21	0	0	0	21	138	0	0	1	139	0
南部町	1	0	0	0	1	6	0	0	0	6	0
富士川町	173	0	4	3	180	991	0	18	12	1,021	2
昭和町	308	1	39	8	356	804	1	78	15	898	4
西桂町	221	0	11	6	238	386	0	20	7	413	2
忍野村	45	0	0	0	45	289	0	3	1	293	4
山中湖村	138	2	1	0	141	841	6	4	1	852	3
鳴沢村	78	0	2	1	81	605	1	7	3	616	0
富士河口湖町	288	2	9	3	302	1,729	5	34	18	1,786	2
小菅村	21	0	0	0	21	105	0	1	0	106	0
丹波山村	87	0	0	0	87	108	0	1	0	109	0
合計	29,242	222	1,544	7,161	38,169	41,294	195	2,825	12,056	56,370	459

旧上九一色村分については甲府市に含めた。

< 曾根丘陵断層地震 >

(t)

市町村名	発生量			種類別発生量					
	全壊・半壊	焼失	合計	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	柱角材	合計
甲府市	774,372	4,118	778,490	139,387	141,693	404,321	51,273	41,816	778,490
富士吉田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都留市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨市	48,955	233	49,189	8,812	8,943	25,550	3,240	2,644	49,189
大月市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
韮崎市	3,814	117	3,931	686	752	2,030	256	206	3,931
南アルプス市	209,765	1,019	210,784	37,758	38,328	109,486	13,885	11,327	210,784
北杜市	2,137	117	2,254	385	450	1,158	146	115	2,254
甲斐市	56,316	509	56,826	10,137	10,422	29,488	3,737	3,041	56,826
笛吹市	606,027	3,158	609,184	109,085	110,853	316,397	40,124	32,725	609,184
上野原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲州市	68,309	509	68,818	12,296	12,581	35,724	4,529	3,689	68,818
中央市	253,498	1,136	254,634	45,630	46,266	132,273	16,776	13,689	254,634
市川三郷町	197,366	902	198,268	35,526	36,031	102,991	13,062	10,658	198,268
早川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身延町	2,368	0	2,368	426	426	1,232	156	128	2,368
南部町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富士川町	52,088	233	52,321	9,376	9,507	27,179	3,447	2,813	52,321
昭和町	61,415	233	61,648	11,055	11,185	32,029	4,063	3,316	61,648
道志村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西桂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
忍野村	141	0	141	25	25	74	9	8	141
山中湖村	619	0	619	111	111	322	41	33	619
鳴沢村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富士河口湖町	778	0	778	140	140	404	51	42	778
小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,337,968	12,285	2,350,253	420,834	427,714	1,220,657	154,797	126,250	2,350,253

焼失による発生量は、焼失による木造、非木造の被害棟数の割合を8対2として算出した。

【参考】被害棟数(「山梨県地震被害想定調査報告書」(平成8年)による)

(棟)

市町村名	全壊					半壊					焼失
	木造	R C 造	S 造	その他	合計	木造	R C 造	S 造	その他	合計	
甲府市	1,220	43	192	3,742	5,197	1,754	69	322	10,117	12,262	46
富士吉田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都留市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨市	225	0	4	5	234	1,491	1	17	28	1,537	4
大月市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
韮崎市	16	0	0	1	17	128	0	0	3	131	2
南アルプス市	1,171	4	88	26	1,289	3,907	7	191	60	4,165	12
北杜市	8	0	0	0	8	78	0	0	3	81	2
甲斐市	230	1	11	1	243	1,687	2	38	6	1,733	6
笛吹市	4,575	14	239	179	5,007	5,291	12	408	132	5,843	35
上野原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲州市	401	1	10	7	419	1,519	1	28	21	1,569	6
中央市	1,934	5	132	68	2,139	1,797	3	224	34	2,058	14
市川三郷町	1,446	0	166	9	1,621	1,366	0	282	8	1,656	10
早川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身延町	11	0	0	0	11	78	0	0	1	79	0
南部町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富士川町	272	0	8	4	284	1,388	0	31	19	1,438	4
昭和町	351	1	47	10	409	809	1	91	15	916	4
道志村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西桂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
忍野村	1	0	0	0	1	3	0	0	0	3	0
山中湖村	5	0	0	0	5	10	0	0	0	10	0
鳴沢村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富士河口湖町	4	0	0	0	4	24	0	0	0	24	0
小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	11,870	69	897	4,052	16,888	21,330	96	1,632	10,447	33,505	145

旧上九一色村分については甲府市に含めた。

< 糸魚川 - 静岡構造線地震 >

(t)

市町村名	発生量			種類別発生量					
	全壊・半壊	焼失	合計	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	柱角材	合計
甲府市	398,887	2,707	401,594	71,800	73,315	208,504	26,435	21,540	401,594
富士吉田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都留市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨市	37,318	233	37,551	6,717	6,848	19,499	2,472	2,015	37,551
大月市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
韮崎市	242,845	1,136	243,981	43,712	44,348	126,734	16,073	13,114	243,981
南アルプス市	407,235	1,921	409,156	73,302	74,378	212,531	26,954	21,991	409,156
北杜市	590,482	2,430	592,913	106,287	107,648	308,023	39,069	31,886	592,913
甲斐市	124,703	626	125,329	22,447	22,797	65,096	8,255	6,734	125,329
笛吹市	53,917	509	54,426	9,705	9,990	28,241	3,579	2,912	54,426
上野原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲州市	31,416	509	31,925	5,655	5,940	16,540	2,094	1,696	31,925
中央市	68,215	509	68,724	12,279	12,564	35,676	4,523	3,684	68,724
市川三郷町	70,268	509	70,777	12,648	12,933	36,743	4,658	3,794	70,777
早川町	20,487	0	20,487	3,688	3,688	10,653	1,352	1,106	20,487
身延町	34,633	233	34,866	6,234	6,365	18,102	2,295	1,870	34,866
南部町	1,485	0	1,485	267	267	772	98	80	1,485
富士川町	121,738	568	122,306	21,913	22,231	63,531	8,057	6,574	122,306
昭和町	26,488	117	26,605	4,768	4,833	13,821	1,753	1,430	26,605
道志村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西桂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
忍野村	141	0	141	25	25	74	9	8	141
山中湖村	619	0	619	111	111	322	41	33	619
鳴沢村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富士河口湖町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,230,877	12,009	2,242,885	401,558	408,283	1,164,859	147,718	120,467	2,242,885

焼失による発生量は、焼失による木造、非木造の被害棟数の割合を8対2として算出した。

【参考】(「山梨県地震被害想定調査報告書」(平成8年)による)

(棟)

市町村名	全壊					半壊					焼失
	木造	R C造	S造	その他	合計	木造	R C造	S造	その他	合計	
甲府市	315	12	30	1,762	2,119	1,442	36	69	9,083	10,630	30
富士吉田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都留市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨市	182	0	2	2	186	1,136	0	8	15	1,159	4
大月市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
韮崎市	1,609	3	153	69	1,834	2,591	3	279	79	2,952	14
南アルプス市	2,619	10	215	49	2,893	5,164	12	402	70	5,648	22
北杜市	4,636	14	204	100	4,954	5,145	8	347	81	5,581	28
甲斐市	621	1	34	8	664	3,164	2	94	22	3,282	8
笛吹市	210	0	4	9	223	1,833	0	11	55	1,899	6
上野原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲州市	145	0	2	3	150	982	0	9	13	1,004	6
中央市	379	0	15	17	411	1,576	0	45	35	1,656	6
市川三郷町	384	0	25	3	412	1,586	0	71	11	1,668	6
早川町	169	0	1	1	171	288	0	3	3	294	0
身延町	174	0	2	2	178	1,028	0	8	11	1,047	4
南部町	6	0	0	0	6	54	0	0	0	54	0
富士川町	897	0	48	11	956	1,575	0	93	20	1,688	7
昭和町	115	0	7	3	125	729	1	30	15	775	2
道志村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西桂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
忍野村	1	0	0	0	1	3	0	0	0	3	0
山中湖村	5	0	0	0	5	10	0	0	0	10	0
鳴沢村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富士河口湖町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	12,467	40	742	2,039	15,288	28,306	62	1,469	9,513	39,350	143

旧上九一色村分については甲府市に含めた。

イ 要処理量と既存処理施設における処理可能量の比較検討

市町村等は、災害廃棄物の要処理量と既存の廃棄物処理施設における災害廃棄物の処理可能量を試算し、あらかじめ災害廃棄物の処理に係る課題を把握する。

要処理量の試算

市町村は、災害廃棄物発生量の推計結果をもとに、要焼却量や要埋立処分量を試算する。

また、平時に一部事務組合等の処理施設で廃棄物の処理を行っている場合には、試算結果について、一部事務組合や関係市町村と情報共有を図る。

東日本大震災の実績をもとにした要焼却量及び要埋立処分量の試算方法の例を表 2.8 に、試算結果を表 2.9 に示す。

表 2.8 要焼却量及び要埋立処分量の試算方法の例

要処理量 (t)	災害廃棄物発生量 (t) × 要処理割合			
要処理割合		ケース A	ケース B	火災焼失
		再生利用の割合が高い場合	再生利用の割合が低い場合	
	要焼却割合	16%	20%	0%
	要埋立処分割合	10%	20%	20%
	ケース A (再生利用の割合が高い場合)	東日本大震災において、最終処分が必要な焼却残渣の発生量を減らす計画を立て、複数の機械選別工程により選別を行い焼却する等して処理を行っていた岩手県、宮城県の実績をもとに設定したケース。		
	ケース B (再生利用の割合が低い場合)	東日本大震災において、自区内に最終処分場を有していたため比較的焼却割合が高く、埋立処分割合も高かった仙台市の実績をもとに設定したケース。		

(「災害廃棄物対策指針 技術資料」による)

表 2.9 要焼却量及び要埋立処分量の試算結果

< 東海地震 >

(t)

市町村名	発生量		ケースA (再生利用の度合いが高い場合)		ケースB (再生利用の度合いが低い場合)	
	全壊・半壊	焼失	要焼却量	要埋立処分量	要焼却量	要埋立処分量
甲府市	298,149	2,372	47,704	30,289	59,630	60,104
富士吉田市	172,119	1,863	27,539	17,584	34,424	34,796
都留市	15,362	451	2,458	1,626	3,072	3,163
山梨市	23,012	451	3,682	2,391	4,602	4,693
大月市	18,223	451	2,916	1,912	3,645	3,735
韮崎市	11,761	451	1,882	1,266	2,352	2,442
南アルプス市	62,800	961	10,048	6,472	12,560	12,752
北社市	26,258	451	4,201	2,716	5,252	5,342
甲斐市	20,998	451	3,360	2,190	4,200	4,290
笛吹市	89,312	961	14,290	9,123	17,862	18,055
上野原市	3,562	0	570	356	712	712
甲州市	25,065	0	4,010	2,507	5,013	5,013
中央市	53,352	1,353	8,536	5,606	10,670	10,941
市川三郷町	46,739	902	7,478	4,854	9,348	9,528
早川町	15,191	451	2,431	1,609	3,038	3,128
身延町	172,892	3,216	27,663	17,932	34,578	35,222
南部町	150,509	2,314	24,081	15,514	30,102	30,564
富士川町	53,011	1,353	8,482	5,572	10,602	10,873
昭和町	7,733	0	1,237	773	1,547	1,547
道志村	292	0	47	29	58	58
西桂町	1,950	0	312	195	390	390
忍野村	42,791	902	6,847	4,460	8,558	8,739
山中湖村	185,478	961	29,677	18,740	37,096	37,288
鳴沢村	29,464	451	4,714	3,037	5,893	5,983
富士河口湖町	89,772	961	14,363	9,169	17,954	18,146
小菅村	40	0	6	4	8	8
丹波山村	424	0	68	42	85	85
合計	1,616,259	21,726	258,602	165,971	323,252	327,597

旧上九一色村分については甲府市に含めた。

< 南関東直下プレート境界地震 >

(t)

市町村名	発生量		ケースA (再生利用の度合いが高い場合)		ケースB (再生利用の度合いが低い場合)	
	全壊・半壊	焼失	要焼却量	要埋立処分量	要焼却量	要埋立処分量
甲府市	87,285	568	13,966	8,842	17,457	17,571
富士吉田市	32,370	117	5,179	3,260	6,474	6,497
都留市	19,049	117	3,048	1,928	3,810	3,833
山梨市	39,632	233	6,341	4,010	7,926	7,973
大月市	4,189	117	670	442	838	861
韮崎市	1,237	0	198	124	247	247
南アルプス市	18,238	0	2,918	1,824	3,648	3,648
北社市	3,830	0	613	383	766	766
甲斐市	11,473	0	1,836	1,147	2,295	2,295
笛吹市	47,230	117	7,557	4,746	9,446	9,469
上野原市	3,358	0	537	336	672	672
甲州市	47,333	233	7,573	4,780	9,467	9,513
中央市	18,202	0	2,912	1,820	3,640	3,640
市川三郷町	11,978	0	1,916	1,198	2,396	2,396
早川町	0	0	0	0	0	0
身延町	601	0	96	60	120	120
南部町	194	0	31	19	39	39
富士川町	7,423	0	1,188	742	1,485	1,485
昭和町	5,248	0	840	525	1,050	1,050
道志村	1,325	0	212	133	265	265
西桂町	2,986	0	478	299	597	597
忍野村	9,224	233	1,476	969	1,845	1,891
山中湖村	32,594	117	5,215	3,283	6,519	6,542
鳴沢村	4,560	0	730	456	912	912
富士河口湖町	14,295	0	2,287	1,430	2,859	2,859
小菅村	0	0	0	0	0	0
丹波山村	972	0	156	97	194	194
合計	424,828	1,851	67,973	42,853	84,966	85,336

旧上九一色村分については甲府市に含めた。

< 釜無川断層地震 >

(t)

市町村名	発生量		ケースA (再生利用の度合いが高い場合)		ケースB (再生利用の度合いが低い場合)	
	全壊・半壊	焼失	要焼却量	要埋立処分量	要焼却量	要埋立処分量
甲府市	1,749,882	72,742	279,981	189,537	349,976	364,525
富士吉田市	11,460	233	1,834	1,193	2,292	2,339
都留市	5,161	117	826	539	1,032	1,056
山梨市	170,754	1,019	27,321	17,279	34,151	34,355
大月市	1,025	0	164	103	205	205
韮崎市	513,035	11,452	82,086	53,594	102,607	104,897
南アルプス市	987,967	4,176	158,075	99,632	197,593	198,429
北杜市	846,177	3,333	135,388	85,284	169,235	169,902
甲斐市	500,764	38,343	80,122	57,745	100,153	107,821
笛吹市	421,401	2,038	67,424	42,548	84,280	84,688
上野原市	831	0	133	83	166	166
甲州市	147,541	961	23,607	14,946	29,508	29,700
中央市	244,169	19,630	39,067	28,343	48,834	52,760
市川三郷町	283,813	18,946	45,410	32,171	56,763	60,552
早川町	21,247	0	3,399	2,125	4,249	4,249
身延町	151,580	902	24,253	15,338	30,316	30,496
南部町	9,701	0	1,552	970	1,940	1,940
富士川町	294,069	22,788	47,051	33,964	58,814	63,371
昭和町	108,774	10,885	17,404	13,054	21,755	23,932
道志村	0	0	0	0	0	0
西桂町	530	0	85	53	106	106
忍野村	2,245	117	359	248	449	472
山中湖村	7,195	117	1,151	743	1,439	1,462
鳴沢村	4,560	0	730	456	912	912
富士河口湖町	14,295	117	2,287	1,453	2,859	2,882
小菅村	0	0	0	0	0	0
丹波山村	972	0	156	97	194	194
合計	6,499,149	207,914	1,039,864	691,498	1,299,830	1,341,413

旧上九一色村分については甲府市に含めた。

< 藤の木愛川断層地震 >

(t)

市町村名	発生量		ケースA (再生利用の度合いが高い場合)		ケースB (再生利用の度合いが低い場合)	
	全壊・半壊	焼失	要焼却量	要埋立処分量	要焼却量	要埋立処分量
甲府市	1,082,999	5,471	173,280	109,394	216,600	217,694
富士吉田市	136,196	961	21,791	13,812	27,239	27,431
都留市	293,874	1,353	47,020	29,658	58,775	59,046
山梨市	460,131	13,315	73,621	48,676	92,026	94,689
大月市	542,555	1,863	86,809	54,628	108,511	108,884
韮崎市	24,167	233	3,867	2,463	4,833	4,880
南アルプス市	144,690	1,019	23,150	14,673	28,938	29,142
北杜市	26,839	117	4,294	2,707	5,368	5,391
甲斐市	91,596	626	14,655	9,285	18,319	18,444
笛吹市	906,728	3,784	145,076	91,430	181,346	182,102
上野原市	299,105	1,077	47,857	30,126	59,821	60,037
甲州市	544,366	8,295	87,099	56,096	108,873	110,532
中央市	99,651	509	15,944	10,067	19,930	20,032
市川三郷町	50,936	233	8,150	5,140	10,187	10,234
早川町	18	0	3	2	4	4
身延町	4,313	0	690	431	863	863
南部町	194	0	31	19	39	39
富士川町	34,793	117	5,567	3,503	6,959	6,982
昭和町	55,234	233	8,837	5,570	11,047	11,093
道志村	8,122	0	1,300	812	1,624	1,624
西桂町	29,992	117	4,799	3,023	5,998	6,022
忍野村	9,224	233	1,476	969	1,845	1,891
山中湖村	32,594	175	5,215	3,294	6,519	6,554
鳴沢村	18,729	0	2,997	1,873	3,746	3,746
富士河口湖町	64,577	117	10,332	6,481	12,915	12,939
小菅村	3,752	0	600	375	750	750
丹波山村	9,639	0	1,542	964	1,928	1,928
合計	4,975,016	39,848	796,003	505,471	995,003	1,002,973

旧上九一色村分については甲府市に含めた。

< 曽根丘陵断層地震 >

(t)

市町村名	発生量		ケースA (再生利用の割合が高い場合)		ケースB (再生利用の割合が低い場合)	
	全壊・半壊	焼失	要焼却量	要埋立処分量	要焼却量	要埋立処分量
甲府市	774,372	4,118	123,900	78,261	154,874	155,698
富士吉田市	0	0	0	0	0	0
都留市	0	0	0	0	0	0
山梨市	48,955	233	7,833	4,942	9,791	9,838
大月市	0	0	0	0	0	0
韮崎市	3,814	117	610	405	763	786
南アルプス市	209,765	1,019	33,562	21,180	41,953	42,157
北杜市	2,137	117	342	237	427	451
甲斐市	56,316	509	9,011	5,734	11,263	11,365
笛吹市	606,027	3,158	96,964	61,234	121,205	121,837
上野原市	0	0	0	0	0	0
甲州市	68,309	509	10,929	6,933	13,662	13,764
中央市	253,498	1,136	40,560	25,577	50,700	50,927
市川三郷町	197,366	902	31,578	19,917	39,473	39,654
早川町	0	0	0	0	0	0
身延町	2,368	0	379	237	474	474
南部町	0	0	0	0	0	0
富士川町	52,088	233	8,334	5,255	10,418	10,464
昭和町	61,415	233	9,826	6,188	12,283	12,330
道志村	0	0	0	0	0	0
西桂町	0	0	0	0	0	0
忍野村	141	0	23	14	28	28
山中湖村	619	0	99	62	124	124
鳴沢村	0	0	0	0	0	0
富士河口湖町	778	0	124	78	156	156
小菅村	0	0	0	0	0	0
丹波山村	0	0	0	0	0	0
合計	2,337,968	12,285	374,075	236,254	467,594	470,051

旧上九一色村分については甲府市に含めた。

< 糸魚川 - 静岡構造線地震 >

(t)

市町村名	発生量		ケースA (再生利用の割合が高い場合)		ケースB (再生利用の割合が低い場合)	
	全壊・半壊	焼失	要焼却量	要埋立処分量	要焼却量	要埋立処分量
甲府市	398,887	2,707	63,822	40,430	79,777	80,319
富士吉田市	0	0	0	0	0	0
都留市	0	0	0	0	0	0
山梨市	37,318	233	5,971	3,778	7,464	7,510
大月市	0	0	0	0	0	0
韮崎市	242,845	1,136	38,855	24,512	48,569	48,796
南アルプス市	407,235	1,921	65,158	41,108	81,447	81,831
北杜市	590,482	2,430	94,477	59,534	118,096	118,583
甲斐市	124,703	626	19,952	12,596	24,941	25,066
笛吹市	53,917	509	8,627	5,494	10,783	10,885
上野原市	0	0	0	0	0	0
甲州市	31,416	509	5,027	3,243	6,283	6,385
中央市	68,215	509	10,914	6,923	13,643	13,745
市川三郷町	70,268	509	11,243	7,129	14,054	14,155
早川町	20,487	0	3,278	2,049	4,097	4,097
身延町	34,633	233	5,541	3,510	6,927	6,973
南部町	1,485	0	238	148	297	297
富士川町	121,738	568	19,478	12,287	24,348	24,461
昭和町	26,488	117	4,238	2,672	5,298	5,321
道志村	0	0	0	0	0	0
西桂町	0	0	0	0	0	0
忍野村	141	0	23	14	28	28
山中湖村	619	0	99	62	124	124
鳴沢村	0	0	0	0	0	0
富士河口湖町	0	0	0	0	0	0
小菅村	0	0	0	0	0	0
丹波山村	0	0	0	0	0	0
合計	2,230,877	12,009	356,940	225,489	446,175	448,577

旧上九一色村分については甲府市に含めた。

既存施設における処理可能量の試算

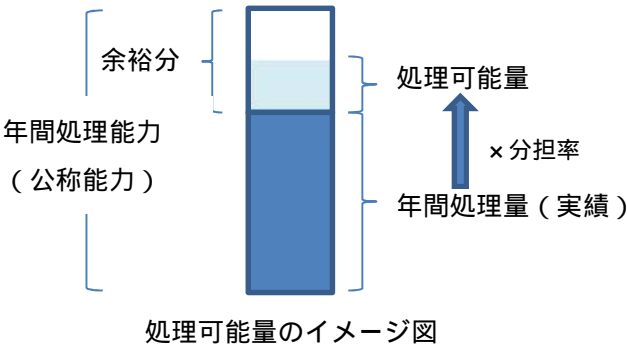
一般廃棄物の焼却施設を有する市町村及び一部事務組合は、当該施設における災害廃棄物の処理可能量を試算する。

また、他市町村の廃棄物を処理する市町村や一部事務組合においては、試算結果について、構成市町村等の関係市町村と情報共有を図り、市町村毎の処理可能量について市町村と調整する。

処理可能量の試算にあたっては、施設の稼働年数による経年劣化や処理能力に対する余裕分の割合等による影響を考慮する必要があると考えられる。表 2.10 に東日本大震災の実績をもとに、制約条件に応じて年間処理量の実績に対する災害廃棄物処理量の分担率を設定した3つのシナリオ（低位シナリオ、中位シナリオ、高位シナリオ）を示している。

市町村等においては、表 2.10 で示す方法をもとに、施設の実情も勘案した方法により試算をする。

表 2.10 焼却施設における処理可能量の試算方法の例

<p>処理可能量 (t / 年)</p>	<p>年間処理量 (実績) (t / 年) × 分担率</p>  <p>処理可能量のイメージ図</p>																				
<p>分担率</p>	<p>現状の稼働（運転）状況に対する負荷を考慮して安全側となる低位シナリオから災害廃棄物の処理を最大限行うと想定した高位シナリオ、また、その中間となる中位シナリオを設定する。</p> <table border="1" data-bbox="571 1406 1410 1989"> <thead> <tr> <th></th> <th>低位シナリオ</th> <th>中位シナリオ</th> <th>高位シナリオ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼働年数</td> <td>20年超の施設除外</td> <td>30年超の施設除外</td> <td>制約なし</td> </tr> <tr> <td>処理能力(公称能力)</td> <td>100t/日未満の施設除外</td> <td>50t/日未満の施設除外</td> <td>30t/日未満の施設除外</td> </tr> <tr> <td>処理能力(公称能力)に対する余裕分の割合</td> <td>20%未満の施設除外</td> <td>10%未満の施設除外</td> <td>制約なし(0の施設除外)</td> </tr> <tr> <td>年間処理量の実績に対する分担率</td> <td>最大で5%</td> <td>最大で10%</td> <td>最大で20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>稼働年数による施設の経年劣化の影響等による処理能力の低下を想定し、稼働年数が高い施設を対象外とする。(改修時期も考慮する)</p>		低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ	稼働年数	20年超の施設除外	30年超の施設除外	制約なし	処理能力(公称能力)	100t/日未満の施設除外	50t/日未満の施設除外	30t/日未満の施設除外	処理能力(公称能力)に対する余裕分の割合	20%未満の施設除外	10%未満の施設除外	制約なし(0の施設除外)	年間処理量の実績に対する分担率	最大で5%	最大で10%	最大で20%
	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ																		
稼働年数	20年超の施設除外	30年超の施設除外	制約なし																		
処理能力(公称能力)	100t/日未満の施設除外	50t/日未満の施設除外	30t/日未満の施設除外																		
処理能力(公称能力)に対する余裕分の割合	20%未満の施設除外	10%未満の施設除外	制約なし(0の施設除外)																		
年間処理量の実績に対する分担率	最大で5%	最大で10%	最大で20%																		

	<p>災害廃棄物処理の効率性を考え、一定規模以上の処理能力を有する施設のみを対象とする。施設の抽出にあたっては、次に示す施設の被災による処理能力の低下も考慮する。</p> <p>処理能力に一定程度以上の余裕がある施設のみを対象とする。余裕分の算出方法は次のとおりとし、処理能力は施設の被災による処理能力の低下も考慮する。</p>		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">処理能力に対する余裕分 (t)</td> <td style="padding: 2px;"> $\text{処理能力 (公称能力) (t / 日)} \times \text{年間稼働日数 (日)} - \text{年間処理量 (t / 年)}$ </td> </tr> </table>	処理能力に対する余裕分 (t)	$\text{処理能力 (公称能力) (t / 日)} \times \text{年間稼働日数 (日)} - \text{年間処理量 (t / 年)}$
	処理能力に対する余裕分 (t)	$\text{処理能力 (公称能力) (t / 日)} \times \text{年間稼働日数 (日)} - \text{年間処理量 (t / 年)}$	
<p>通常の一般廃棄物との混焼での受入れを想定し、東日本大震災での実績 (災害廃棄物を受入れた施設での災害廃棄物を含む年間処理実績に対する災害廃棄物の割合) をもとに設定されたもの。</p>			
施設の被災シナリオ			
<p>被災後 1 年間は、震度 6 強以上の施設で処理能力が 2 1 % 低下、震度 6 弱の施設で処理能力が 3 % 低下すると想定する。</p>			

(「災害廃棄物対策指針 技術資料」による)

要焼却量と処理可能量の比較・検討

市町村は、要焼却量の試算結果と焼却施設の処理可能量の試算結果から、処理に要する期間を把握する。

また、処理の目途とされる 3 年以内に処理を終えることができないと見込まれる場合には、地域の実情等も踏まえつつ仮設焼却炉の設置や広域処理等の対応策を検討する。

ウ 仮置場等の検討

市町村は、災害発生時に円滑な災害廃棄物処理が行えるよう、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場等の候補地や場内の配置計画、必要面積等を検討する。

仮置場等の選定

仮置場等の候補地は、次の ~ を考慮して選定する。

本計画では、用途に合わせて「集積所」、「一次仮置場」、「二次仮置場」に分類し、その役割の例を表 2.11 に示す。

- 公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地
- 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地 (借り上げ)
- 二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域
- 応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無

表 2.11 仮置場等の分類、役割の例

分類	役割
集積所	個人の生活環境・空間の確保・復旧のため、被災住民が被災家屋等から搬出した災害廃棄物を一時的に集積する場所。
一次仮置場	集積所や解体現場等から搬入された災害廃棄物を分別し、一定期間保管する場所。
二次仮置場	一次仮置場から搬入された災害廃棄物を集積し、選別や仮設処理施設による中間処理を行う場所。 一次仮置場で十分な分別ができない場合等、廃棄物の状態や災害の規模等に応じて必要と認められる場合に設置する。

仮置場の必要面積の算出

想定される災害の規模に応じて仮置場の必要面積を算出する。一次仮置場の算出方法を表 2.12 に示す。

表 2.12 一次仮置場の必要面積の算出方法

仮置場の必要量 (m ²)	$\text{集積量 (t)} \div \text{見かけ比重 (t/m}^3) \div \text{積み上げ高さ (m)} \times (1 + \text{作業スペース割合})$
集積量 (t)	災害廃棄物発生量 - 処理量
見かけ比重 (t/m ³)	可燃物 0.4 t/m ³ 不燃物 1.1 t/m ³
積み上げ高さ (m)	5 m以下
作業スペース割合	0.8 ~ 1
処理量 (t/年)	災害廃棄物発生量 ÷ 処理期間
処理期間 (年)	3年以内

(「災害廃棄物対策指針 技術資料」による)

エ 収集運搬

市町村は、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について検討する。

また、一般廃棄物収集運搬業者等と事前に協力体制及び連絡体制を確保しておくとともに、一般廃棄物収集運搬業者等が所有する収集運搬車両のリストを事前に作成しておく等により体制の整備に努める。

オ 仮設トイレ等し尿処理

市町村は、災害時には公共下水道等が使用できなくなることを想定し、あらかじめ、仮設トイレ、マンホールトイレ（災害時に下水道管路にあるマンホール上に設置するトイレ）、簡易トイレ（災害用携帯型簡易トイレ）、消臭剤、脱臭剤等の備蓄等に努める。

また、仮設トイレのし尿は、開設後翌日から回収が必要となるため、必要な車両の台数と手配先を検討する。

なお、災害時におけるし尿収集必要量の推計方法を表 2.6（p12）に示す。

カ 分別・処理・再資源化

市町村は、廃棄物の種類毎の処理方法・再資源化方法を把握し、災害時における処理方針・を検討するとともに、処理できる事業者等を廃棄物の種類・処理区分毎に把握する。

処理方針の検討にあたっては、処理期間の短縮に繋がるよう、撤去段階における分別や積極的な再生利用の実施による最終処分量の削減等に配慮する。

キ 処理スケジュール・処理フロー

市町村は、地域防災計画で想定される災害規模に応じた災害廃棄物の発生量及び処理可能量等から処理スケジュールを検討するとともに、災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れで示した処理フローを検討する。

ク 環境対策、モニタリング

市町村は、廃棄物処理現場（建物の解体や仮置場等）における労働災害の防止やその周辺における地域住民への生活環境への影響を防止するため、建物の解体・撤去現場や仮置場において環境モニタリングを実施する必要がある。

このため、環境モニタリングが必要な地点についての考え方を平常時に整理し、処理施設の位置や処分方法を踏まえ、どのような環境項目について配慮する必要があるのか平常時に把握する。

モニタリング地点選定の考え方等を表 2.13 に示す。

表 2.13 モニタリング地点選定の考え方

モニタリング項目	地点選定の考え方
大気質、臭気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理機器（選別機や破碎機等）の位置や、腐敗性廃棄物（水産廃棄物や食品廃棄物等）の保管場所を考慮し、災害廃棄物処理現場の風下で周辺に環境保全対象が存在する位置に設定する。 ・ 環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することも検討する（他の項目でも同様）。
騒音、振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音や振動の大きな作業を伴う場所や処理施設の位置を考慮し、騒音・振動の影響が最も大きいと想定される位置に設定する。
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場を復旧する際に、仮置場の土壌が汚染されていないことを確認するため、土壌汚染のおそれがある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査地点として選定する。 ・ 廃棄物の保管等を開始する前に、土壌を複数地点採取しておくことの影響を評価する際に有用である。
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水の排水出口近傍や土壌汚染のおそれのある災害廃棄物を仮置きしていた箇所を調査する。

（「災害廃棄物対策指針 技術資料」より抜粋）

2 応急対応

(1) 発災後の業務の流れ

発災後に生じる各主体の主な業務の流れを図 2.5 に示す。

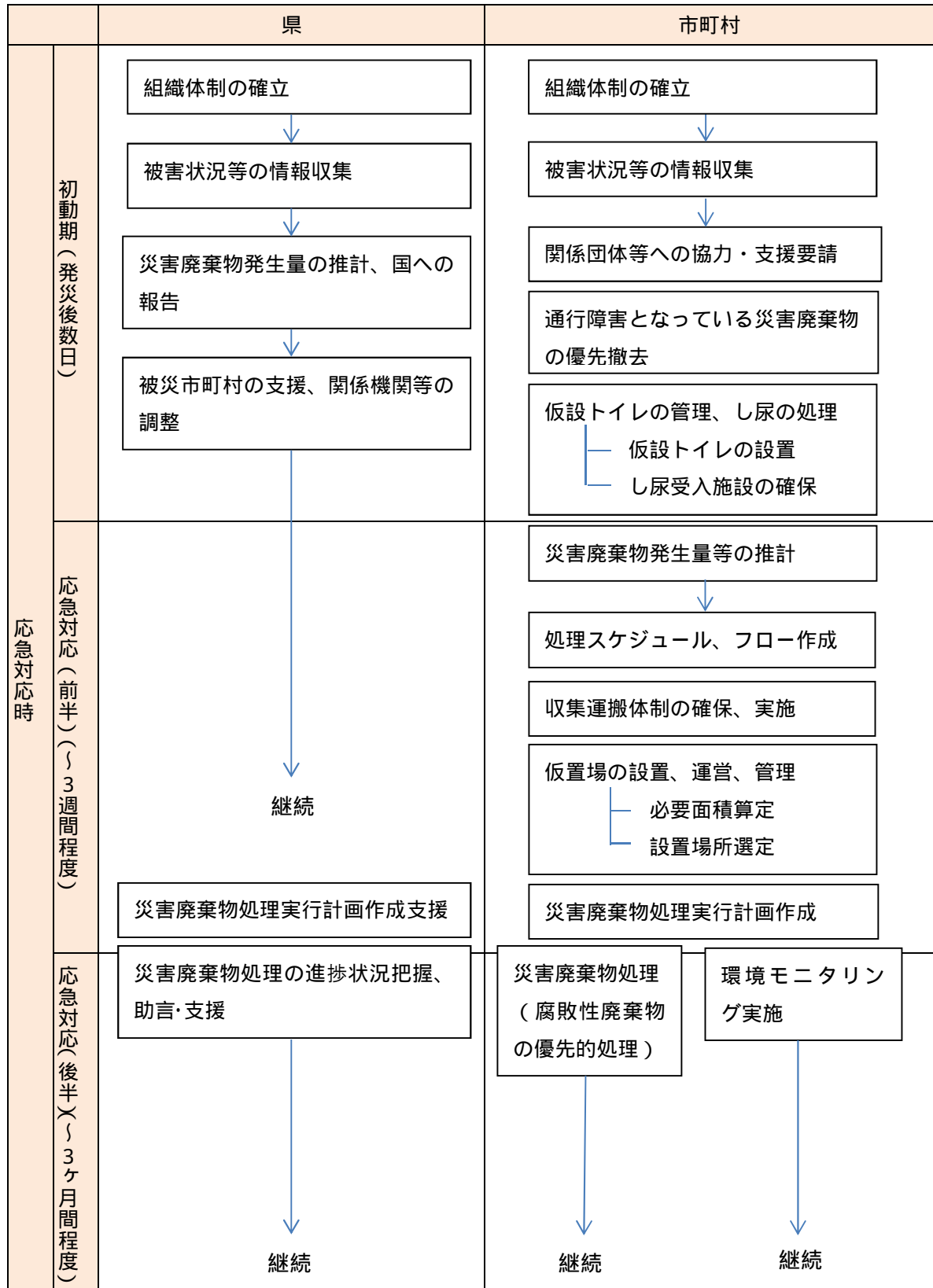


図 2.5 発災後の災害廃棄物処理の主な流れ等

(2) 県の応急対応

ア 組織体制の確立

平常時に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡体制を確立する。

イ 被災状況等の情報収集

被災後に、建築物・廃棄物対策班と環境整備班が収集する情報の内容を表 2.14 に、環境整備班が収集する情報を時系列に整理したフローを図 2.6 に示す。

被災状況等

建築物・廃棄物対策班は、統括部情報班を通じて、被災市町村から建物被害（全壊、半壊等の棟数）や避難所の開設状況、避難者数等の情報を収集する。

廃棄物処理施設の被災状況等

環境整備班は、被災市町村や廃棄物処理業者から廃棄物処理施設の被災状況等に関する情報を収集する。

協定による協定締結団体の状況確認

環境整備班は、協定締結団体に連絡体制を確認する。

表 2.14 収集する情報の内容

a 建築物・廃棄物対策班			
収集先	情報の内容	情報収集の流れ	目的
被災市町村	物的被害（全壊、半壊） 避難所開設状況、避難者数	被災市町村 情報班 建築物・廃棄物対策班 環境整備班	災害廃棄物排出量の推計、 国への報告
b 環境整備班			
収集先	情報の内容	情報収集の流れ	目的
被災市町村等	一般廃棄物処理施設の被害状況 稼働可能な処理能力	被災市町村等 林務環境事務所 環境整備班 建築物・廃棄物対策班	処理体制整備 の支援
	災害廃棄物の処理状況		処理状況の進捗状況把握
処理業者	一般廃棄物処理施設の被害状況 産業廃棄物処理施設の被害状況 稼働可能な処理能力	処理業者 林務環境事務所 環境整備班 建築物・廃棄物対策班	処理体制整備 の支援
協定締結団体	連絡体制の確認	関係団体 環境整備班 建築物・廃棄物対策班	処理体制整備 の支援

a と b は、状況の変化に応じ相互に情報の共有を図る。
 処理業者から情報を収集する廃棄物処理施設は次のとおりとし、林務環境事務所は収集した情報を別添「処理業者の廃棄物処理施設に係る被害状況等報告書」(p50)により、環境整備班に報告する。
 法第 8 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理施設のうち次に該当するもの
 選別施設、破碎施設、焼却施設
 法第 15 条第 1 項に基づく産業廃棄物処理施設のうち次に該当するもの
 破碎施設（施行令第 7 条第 7 号、第 8 の 2 号で定めるもの）、焼却施設（施行令第 7 条第 8 号、第 13 の 2 号で定めるもの）

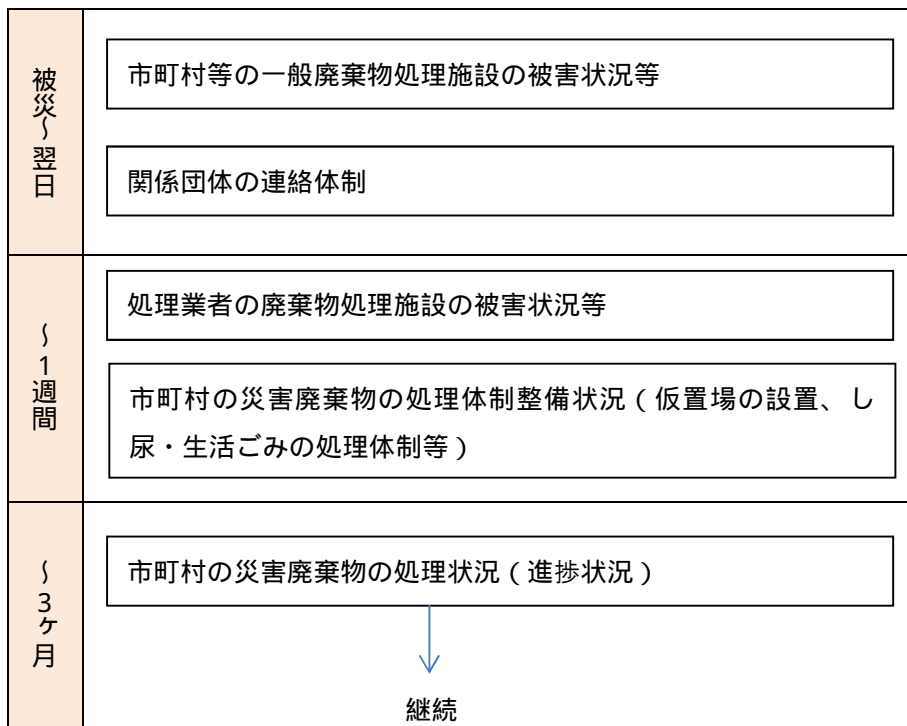


図 2.6 環境整備班が収集する情報のフロー

ウ 災害廃棄物発生量の推計及び国への報告

環境整備班は、建物の被害状況や避難所への避難者数から、表 2.4～2.6 (p11、p12) で示す方法により災害廃棄物発生量を推計し、処理施設の被害状況等と併せ、建築物・廃棄物対策班と国（環境省）に報告する。

エ 被災市町村の支援、関係機関等の調整

環境整備班は、被災市町村の災害廃棄物処理の進捗状況を把握し、林務環境事務所を通じる等して被災市町村が災害廃棄物の収集運搬・処理体制を整備するための助言・支援を行う。

また、環境整備班は、周辺市町村・国（環境省）・民間事業者との連絡調整等を行うとともに、必要に応じて、直接又は建築物・廃棄物対策班を通じ、広域的な協力体制を確保する。

（3）市町村の応急対応

ア 組織体制の確立

被災市町村は、平常時に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡体制を確立する。

イ 一般廃棄物処理施設の被災状況等の情報収集

一般廃棄物処理施設を有する市町村及び一部事務組合は、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うため、災害発生直後から、一般廃棄物処理施設の被災状況等を把握し、構成市町村等の関係市町村と情報共有を図るとともに、別添「一般廃棄物処理施設に関する被害状

況等報告書」(p51)により、県林務環境事務所に報告する。

ウ 関係団体等への協力・支援の要請

被災市町村は、被害状況を踏まえ必要と認められる場合には、あらかじめ関係団体等と締結した災害支援協定等に基づき、協力・支援要請を行う。

エ 県協定締結団体への協力・支援の要請

被災市町村は、被害状況を踏まえ必要と認められる場合には、県の協定締結団体に協力・支援を要請する。

要請にあたっては、その内容に応じて、別添の要請書により県林務環境事務所に協力・支援の調整を依頼する。

山梨県カーリサイクル協同組合への支援要請書

「障害物の除去等に係る支援要請書」(p52)

(一社)山梨県産業廃棄物協会への支援要請書

「災害廃棄物の処理等に係る支援要請書」(p53)

オ 災害廃棄物の処理

災害廃棄物発生量等の推計

被災市町村は、処理体制を整備するため、平常時に定めた推計方法により被害状況を踏まえた災害廃棄物の発生量や処理可能量の推計を行う。

構造別の被害棟数が明らかになっていない段階において災害廃棄物の発生量を推計する場合には、必要に応じて、表 2.7 の市町村毎の構造別被害棟数の割合をもとに構造別の被害棟数を算出する。

処理スケジュール

被災市町村は、平常時に検討した処理スケジュールをもとに、災害廃棄物の発生量や処理施設の被害状況を考慮した処理可能量等を踏まえ、処理スケジュールを作成する。

作成にあたっては、有害性物質を含む廃棄物や危険性がある廃棄物の優先的な回収、早期処分に配慮する。

東日本大震災における処理のスケジュール例として「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理の指針(マスタープラン)(平成23年5月、環境省)」に記載されたスケジュールを図 2.7 示す。また、有害物質を含む廃棄物や危険性がある廃棄物の例を表 2.15 示す。

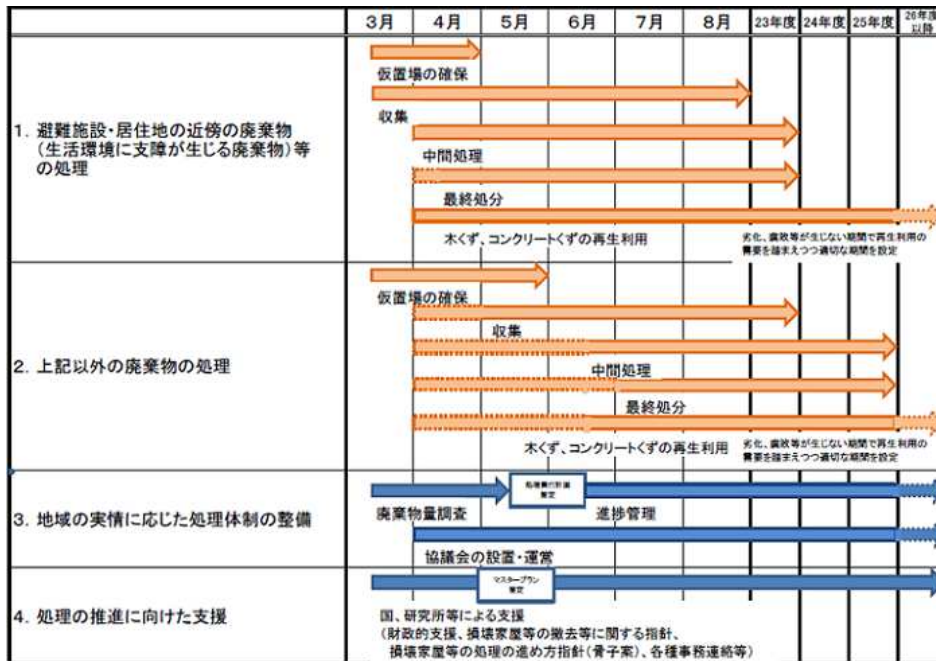


図 2.7 処理スケジュール(例)(「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理の指針」による)

表 2.15 有害物質を含む廃棄物や危険性がある廃棄物(例)

有害物質を含む廃棄物の例
廃農薬、殺虫剤、その他薬品(家庭薬品でないもの)、塗料、ペンキ、廃蛍光灯、廃電池類(密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池(ニカド電池)、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、ボタン電池、カーバッテリー)
危険性がある廃棄物の例
灯油、ガソリン、エンジンオイル、有機溶剤(シンナー等)、ガスボンベ、カセットボンベ・スプレー缶、消火器
感染性廃棄物(家庭)
使用済み注射器針、使い捨て注射器等

(「災害廃棄物対策指針 技術資料」より抜粋)

処理フロー

被災市町村は、平常時に検討した処理フローをもとに、災害廃棄物の発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、処理フローを作成する。

処理フローの例を図 2.8 に、処理フローの基本となる災害廃棄物の種類別処分方法及び留意事項を表 2.16 示す。

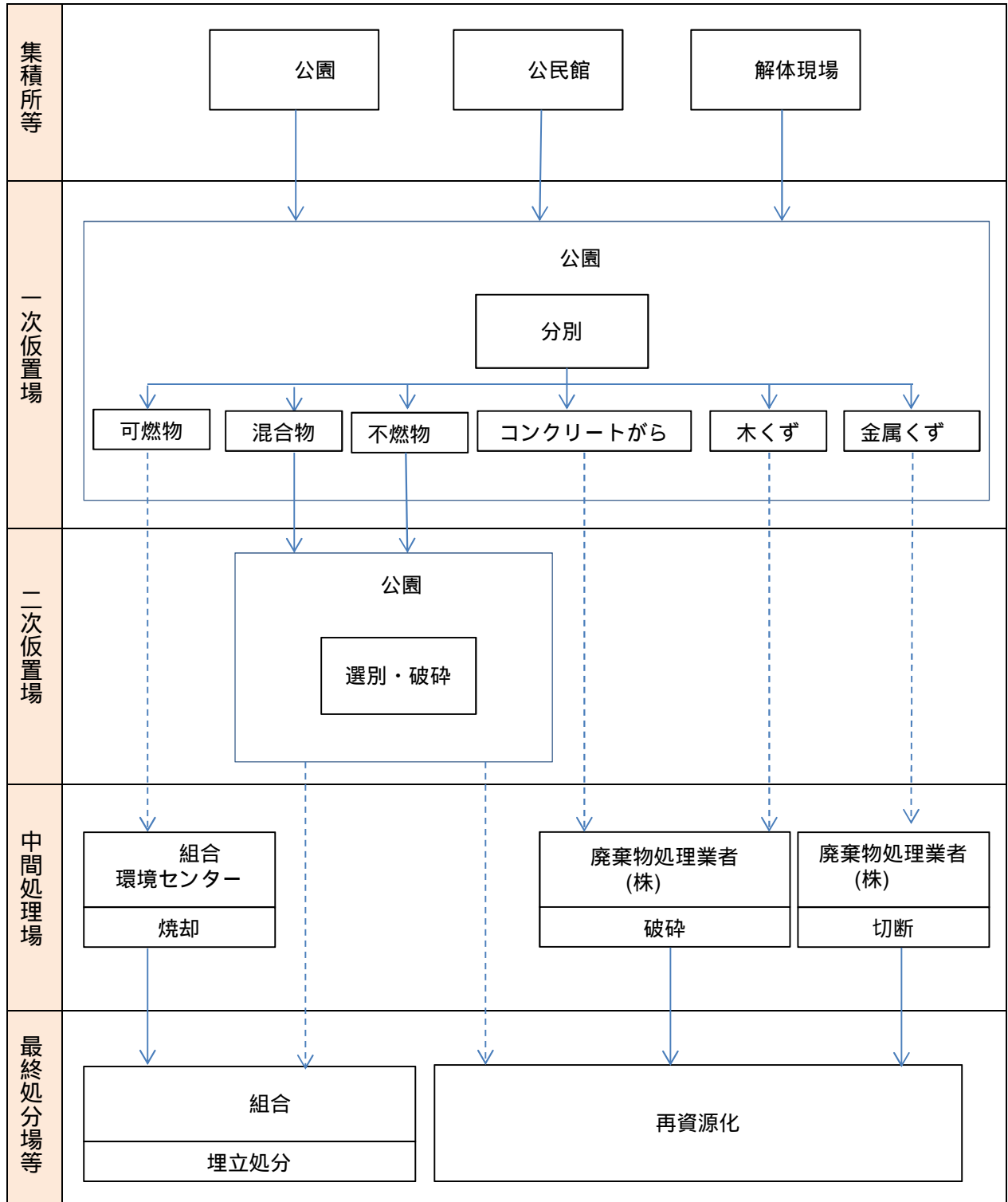


図 2.8 処理フロー（例）

表 2.16 災害廃棄物の処分方法及び留意事項

種類	処理方法・留意事項
混合廃棄物	有害廃棄物や危険物を優先的に除去した後、再資源化可能な木くずやコンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに破碎し、選別（磁選、比重差選別、手選別等）を行う。
木くず	トロンメルやスケルトンバケットにより、付着土砂等の分離を行い、破碎して燃料等として再資源化する。
コンクリートがら	破碎し、土木資材として再資源化する。
腐敗性廃棄物	食品廃棄物などの腐敗性廃棄物は、冷凍保存されていないものから優先して処理する。 公衆衛生の確保を念頭におき、緊急時には腐敗を遅らせる等（石灰散布等）の措置をとる。 廃置は、自然発火による火災の原因となりやすいため、高く積み上げないように注意するとともに、腐敗による悪臭発生のおそれがあるため、迅速に破碎・焼却等の処理を行う。
廃家電	家電リサイクル法対象品目や小型家電リサイクル法対象品目は、他の廃棄物と分けて回収し、同法に基づき処理する。 冷蔵庫等フロン類を使用する機器については、フロン類が大気放出することがないように分別・保管を適切に行う。
タイヤ	破碎し、燃料等として再資源化する。
石膏ボード、スレート板などの建材	建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、石綿を含有するものについては他の災害廃棄物と分けて保管し、破碎せずに埋立処分を行う。 判別が困難なものについては、他の廃棄物と混合せずに保管等する。
廃石綿等	原則として仮置場には搬入せずに、二重梱包等の適切な処理を行った上で、埋立処分や溶融処理を行う。
P C B 廃棄物	原則として市町村の処理対象物とせずに、P C B 保管事業者に引き渡す。P C B 含有の有無の判断がつかないトランス、コンデンサ等の機器は、P C B 廃棄物と見なして分別保管する。
廃自動車	「大規模災害により被災した自動車の処理について」（経済産業省・国土交通省・環境省事務連絡 平成28年4月22日）を参考に所有者や引取業者への引き渡し等を行う。

収集運搬

被災市町村は、平常時に検討した内容をもとに道路の復旧状況等を踏まえ収集運搬体制を整備し、必要な分別排出を住民等に周知する。

収集運搬車両の仮置場への搬入にあたっては、できるだけ一方通行で完結できるルートとし、収集運搬車両が交錯しないように配慮する。

仮置場

被災市町村は、被害状況を反映した災害廃棄物の推計発生量をもとに一次仮置場の必要面積の見直しを行い、効率的な受け入れ、分別・処理等が可能な搬入導線に配慮し、

設置場所を確保する。

また、災害廃棄物を仮置きする前に、仮舗装の実施や鉄板・シートの設置等により汚水による地下水汚染等の防止を図るとともに、仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置等により災害廃棄物の飛散防止等の措置を図る。

仮置場の運営にあたっては、収集運搬車両の積載量や積載物の種類を記録し、災害廃棄物の搬入・搬出量を把握・管理する。

思い出の品等

被災市町村は、所有者等の個人にとって価値があると認められるもの(位牌、アルバム、写真等)については、廃棄に回さず、市町村等で保管し、可能な限り、所有者等関係者に引き渡す。

思い出の品等は膨大な量となることが想定され、また、限られた期間の中で所有者に返却を行うため、発見場所や品目等の情報がわかる管理リストを作成し、管理する。

所有者が不明な貴重品(株券、金券、商品券、貴金属等)は、速やかに警察に届ける。

カ 環境対策、モニタリング

被災市町村は、廃棄物処理施設や仮置場周辺等を対象に大気質、騒音・振動、臭気、水質等のモニタリングを行う。

また、災害廃棄物の処理等にあたり生じる環境影響に対し、必要な環境保全対策を講じる。災害廃棄物の処理等にあたり生じる環境影響と環境保全対策の例を表 2.17 示す。

表 2.17 災害廃棄物の処理等にあたり生じる環境影響と環境保全対策の例

影響項目	環境影響	対策例
大気質	<ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 石綿含有廃棄物(建材等)の保管・処理による飛散 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水の実施 保管施設、処理施設の屋内設置 周囲への飛散防止ネットの設置 フレコンバッグへの保管 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 収集時の分別や目視での石綿分別の徹底 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動の機械、重機の使用 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 P C B等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物の優先的な処理 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 敷地内で発生する排水、雨水の処理 水たまりを埋めて腐敗防止

(「災害廃棄物対策指針 技術資料」より抜粋)

キ 広域的処理に係る協力・支援要請

被災市町村は、被害が甚大となり、自区内での処理が不可能と判断した場合は、広域的な処理を検討する。

広域的な支援を要請する場合は、県に要請を行い、県は要請を受け広域処理に向けた調整を行う。

(4) 災害廃棄物処理実行計画の作成

被災市町村は、発災後、国が作成する「災害廃棄物の処理方針（マスタープラン）」や平常時に作成した災害廃棄物処理計画をもとに、被害状況を反映した実行計画を作成する。

実行計画には、(3)市町村の応急対応の考え方に基づいて検討した内容を踏まえ、災害廃棄物の発生量や処理の基本方針（処理期間を含む）処理方法（処理スケジュール、処理フロー、仮置場の設置場所や管理方法）等の処理に必要な具体的事項を記載することとし、作成後は、災害廃棄物処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

県は、市町村の災害廃棄物処理実行計画の作成にあたり、必要な助言・支援を行う。

3 復旧・復興時の対応

(1) 災害廃棄物処理実行計画の見直し

被災市町村は、災害廃棄物処理の進捗に応じて、適宜、災害廃棄物処理実行計画の見直しを行う。

(2) 進捗管理

被災市町村は、災害廃棄物処理実行計画に定めた処理スケジュールに照らして、災害廃棄物の処理が適切に進んでいるかを把握し、進行管理を行う。

県は、被災市町村による処理が計画どおりに進んでいない場合には、被災市町村に対して、必要な助言・支援を行う。

(3) 一般廃棄物処理施設の復旧

被災市町村等は、必要に応じ、一般廃棄物処理施設の復旧に係る国庫補助の活用等により施設の復旧・復興対策を講じる。

県は、被災市町村等による一般廃棄物処理施設の復旧状況を把握するとともに、必要に応じて、適正な復旧のための助言・支援を行う。

(4) 仮設焼却炉の設置

被災市町村は、可燃物の焼却処分について、広域処理の調整を行った上で、既存の焼却施設では処理能力が不足することが明らかになった場合には、二次仮置場等に仮設焼却炉を設置する等により対応する。

仮設焼却炉の規模は、災害廃棄物の発生量、処理期間、既存施設の処理能力、被災地の状況等を考慮して設定する。

- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- 一般廃棄物処理施設の処理能力
- 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

イ 市町村から処分の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設設置についての特例

平常時には、民間事業者が一般廃棄物処理施設を設置する場合、知事の許可が必要になるが、非常災害時には、市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者が当該廃棄物を処理するために一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く）を設置しようとするときは、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の手続と同じく、知事への届出で足りることとされている。（法第9条の3の3）

ウ 一般廃棄物委託基準についての特例

平常時には、市町村が一般廃棄物の処理を委託する場合、受託者が処理を再委託することは禁止されているが、非常災害時において、市町村が非常災害により発生した廃棄物の処理を委託する場合に、受託者が環境省令で定める基準に従って他人に委託する場合には、一般廃棄物の処理の再委託ができることとされている。（法施行令第4条第3号）

< 環境省令で定める基準 >

再委託する業務の委託料が業務の遂行に足りる額であること

再受託者が次のいずれにも該当すること

- 再委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員、財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること
 - 欠格要件に該当しないこと
 - 市町村と受託者との間の契約書に再委託先として記載されていること 等
- 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう再受託者に対し、必要かつ適切な監督を行うこと 等

エ 非常災害時の産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例

平常時には、法第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設で処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理するときは、一般廃棄物の処理を開始する30日前までに知事にその旨を届け出ることとされているが、非常災害時に必要な応急措置として、同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合には、知事への事後の届出で足りることとされている。（法第15条の2の5第2項）

第3 資料集

1 関係機関の連絡先（平成29年4月1日現在）

（1）市町村の廃棄物担当部署

市町村名	所管課名	住所	連絡先	ファクシミリ番号
甲府市	環境総室総務課	甲府市上町 601-4	055-241-4311	055-241-6190
富士吉田市	（ごみ）環境美化センター ごみ処理施設	富士吉田市小明見 690	0555-22-0030	0555-30-4154
	（し尿）環境美化センター し尿処理施設	富士吉田市小明見 791	0555-22-2292	0555-22-2292
都留市	地域環境課	都留市上谷 1-1-1	0554-43-1111（内171）	0554-43-5049
山梨市	環境課	山梨市小原西 843	0553-22-1111（内2252）	0553-23-2800
	環境センター	山梨市南 2160	0553-23-1555	0553-23-1556
大月市	市民課	大月市大月 2-6-20	0554-23-8023	0554-23-1216
韮崎市	環境課	韮崎市水神 1-3-1	0551-22-1111（内131）	0551-23-0249
南アルプス市	環境課	南アルプス市小笠原 376	055-282-6097	055-282-6681
北杜市	環境課	北杜市須玉町大豆生田 961-1	0551-42-1341	0551-42-2235
甲斐市	環境課	甲斐市篠原 2610	055-278-1706	055-278-2046
笛吹市	環境推進課	笛吹市石和町市部 809-1	055-261-2044	055-262-8509
上野原市	生活環境課	上野原市上野原 3832	0554-62-3114	0554-30-2041
	クリーンセンター	上野原市上野原 8344	0554-63-5353	0554-63-6250
甲州市	環境政策課	甲州市塩山上於曾 1085-1	0553-33-4404	0553-32-1818
中央市	環境課	中央市成島 2266	055-274-8543	055-274-1124
市川三郷町	生活環境課	西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3	055-272-6092	055-272-5601
早川町	町民課	南巨摩郡早川町高住 758	0556-45-2518	0556-20-5000
身延町	環境下水道課	南巨摩郡身延町飯富 2241-75 番地先	0556-42-4814	0556-42-4815
南部町	水道環境課	南巨摩郡南部町福土 28505-2	0556-66-3407	0556-66-2190
	南部町環境センター	南巨摩郡南部町万沢 5979-3	0556-67-3619	0556-67-3680
富士川町	町民生活課	南巨摩郡富士川町天神中條 1134	0556-22-7209	0556-22-8666
昭和町	環境経済課	中巨摩郡昭和町押越 542-2	055-275-8355	055-275-5250
道志村	産業振興課	南都留郡道志村 6181-1	0554-52-2114	0554-52-2574
西桂町	産業振興課	南都留郡西桂町小沼 1501-1	0555-25-2121	0555-20-2015
忍野村	環境水道課	南都留郡忍野村忍草 1514	0555-84-7781	0555-84-7805
山中湖村	環境衛生課	南都留郡山中湖村山中 237-1	0555-62-5374	0555-62-5375
鳴沢村	住民課	南都留郡鳴沢村 1575	0555-85-3082	0555-85-2461
富士河口湖町	環境課	南都留郡富士河口湖町船津 1700	0555-72-3169	0555-72-6038
小菅村	住民課	北都留郡小菅村 4698	0428-87-0111	0428-87-0933
丹波山村	住民生活課	北都留郡丹波山村 890	0428-88-0211	0428-88-0207

(2) 一部事務組合の廃棄物担当部署

組合名	住所	連絡先	ファクシミリ番号
中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑 1189	055-273-5711	055-273-5819
峡北広域行政事務組合	韮崎市竜岡町下條南割 1895	0551-22-3437	0551-22-3749
東山梨環境衛生組合	山梨市牧丘町成沢 2000	0553-35-4014	0553-35-3852
峡南衛生組合	南巨摩郡身延町下田原 2548	0556-42-2207	0556-42-2264
三郡衛生組合	南アルプス市東南湖 1070	055-284-0432	055-284-0691
青木ヶ原衛生センター	南都留郡富士河口湖町精進青木ヶ原 514	0555-85-2277	0555-85-2277
青木が原ごみ処理組合	南都留郡富士河口湖町精進青木ヶ原 514	0555-85-2652	0555-85-2735
大月都留広域事務組合	大月市初狩町中初狩 3274 番地	0554-20-2651	0554-20-2655
甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町藤袋 2600	055-266-7744	055-266-7745
山梨県市町村総合事務組合	甲府市蓬沢町一丁目 15 番 35 号	055-235-3228	055-222-3846

(3) 県の廃棄物担当部署

所属名	住所	連絡先	ファクシミリ番号
環境整備課	甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号	055-223-1515	055-223-1507
中北林務環境事務所	韮崎市本町四丁目 2-4	0551-23-3090	0551-23-3097
峡東林務環境事務所	甲州市塩山上塩後 1239-1	0553-20-2739	0553-20-2728
峡南林務環境事務所	西八代郡市川三郷町高田 111-1	055-240-4141	055-240-4189
富士・東部林務環境事務所	都留市田原三丁目 3-3	0554-45-7811	0554-45-7807

(4) 協定締結団体

団体名	住所	連絡先	ファクシミリ番号
一般社団法人山梨県産業廃棄物協会	甲府市中町 219-9	055-244-0755	055-244-0756
(役職・氏名)			
(役職・氏名)			
(役職・氏名)			
山梨県カーリサイクル協同組合	中央市一町畑 1017 番地	055-273-5442	055-273-5474
理事長 田中健蔵 (有)玉穂商会)	同上	同上	同上
(役職・氏名)			
(役職・氏名)			

2 市町村設置一般廃棄物処理施設一覧（平成 29 年 4 月 1 日現在）

（1）ごみ焼却施設一覧表

	設置主体	施設所在地	構成市町村 ()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	備考
1	富士吉田市	富士吉田市小明見 690	富士吉田市(西桂町、忍野村、富士河口湖町)	170	
2	上野原市	上野原市上野原 8344	上野原市(小菅村、丹波山村)	40	
3	山中湖村	南都留郡山中湖村平野 506、507	山中湖村	45	
4	中巨摩地区広 域事務組合	中央市一町畑 1189	南アルプス市、甲斐市、中央市、 昭和町、富士川町、市川三郷町	270	
5	峡北広域行政 事務組合	韮崎市龍岡町下條南割 1895	韮崎市、北杜市、甲斐市(甲州市)	160	
6	峡南衛生組合	西八代都市川三郷町鴨狩 津向 1387	市川三郷町、早川町、身延町(南 部町)	30	
7	大月都留広域 事務組合	大月市初狩町中初狩 3274	都留市、大月市(道志村)	104	
8	甲府・峡東地域 ごみ処理施設 事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付 1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市	369	

（2）粗大ごみ処理施設一覧表

	設置主体	施設所在地	構成市町村 ()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	備考
1	富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町 河口 385	富士河口湖町	5	
2	中巨摩地区広 域事務組合	中央市一町畑 1189	南アルプス市、甲斐市、中央市、 昭和町、富士川町、市川三郷町	40	

(3) 資源化を行う施設一覧表

	設置主体	施設所在地	構成市町村 ()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	備考
1	富士吉田市	富士吉田市小明見 690	富士吉田市 (西桂町、忍野村)	30	びん類を手選別後、破碎し選別
2	上野原市	上野原市上野原 8344	上野原市 (丹波山村、小菅村)	5	びん類を手選別後、破碎し選別
3	山中湖村	南都留郡山中湖村平野 506、507	山中湖村	9	びん類を手選別後、破碎し選別
4	峡北広域行政 事務組合	韮崎市龍岡町下條南割 1895	韮崎市、北杜市、甲斐市	15	不燃物を破碎し選別
5	青木が原ごみ 処理組合	南都留郡富士河口湖町 精進青木ヶ原 514	笛吹市、中央市、富士河口湖町、鳴 沢村	10	びん類を手選別後、破 碎し選別 アルミ・鉄 を選別し圧縮
6	大月都留広域 事務組合	大月市初狩町中初狩 3274	都留市、大月市(道志村)	31	びん類を含め、破碎し選 別
7	甲府・峡東地域 ごみ処理施設	笛吹市境川町寺尾字前 付 1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市	30.6	不燃ごみ、不燃性粗大ご みを破碎し選別
8	事務組合			6.4	プラスチック製容器包 装を圧縮梱包
9				10	紙製容器包装、ミックス ペーパーの圧縮梱包

(4) 最終処分場一覧表

	設置主体	施設所在地	構成市町村	埋立容量 (埋立面積)	備考
1	山梨県市町村 総合事務組合	笛吹市境川町寺尾地内	県内 27 市町村	302,000m ³ (28,570m ²)	H30 供用開始予定

(5) し尿処理施設一覧表 (地域し尿処理施設を除く)

	設置主体	施設所在地	構成市町村 () は処理委託市町村	処理規模 (kℓ/日)
1	甲府市	甲府市小曲町 948-1	甲府市	100
2	富士吉田市	富士吉田市小明見 791	富士吉田市 (西桂町、忍野村、山中湖村)	90
3	山梨市	山梨市南 2160	山梨市	45
4	北杜市	北杜市長坂町中丸 916	北杜市	46
5	笛吹市	笛吹市石和町砂原 936-2	笛吹市	40
6	上野原市	上野原市上野原 8344	上野原市	40
7	甲州市	甲州市塩山千野 3136	甲州市	20
8	南部町	南巨摩郡南部町万沢 5979-3	南部町	19
9	中巨摩地区広域 事務組合	中央市乙黒 1083-3	南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町	85
10	峡北広域行政事 務組合	韮崎市栄 2-5-48	韮崎市、北杜市、甲斐市	72
11	峡南衛生組合	西八代都市川三郷町鴨狩津向 1387	市川三郷町、早川町、身延町	40
12	三郡衛生組合	南アルプス市東南湖 1070	南アルプス市、市川三郷町、富士川町	61
13	青木ヶ原衛生セ ンター	南都留郡富士河口湖町 精進青木ヶ原 514	富士河口湖町、鳴沢村 (甲州市、中央市、道志村)	50
14	大月都留広域事 務組合	都留市田野倉 1130	都留市、大月市(道志村)	92

3 協定書

「大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定」

(山梨県カーリサイクル協同組合)

大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定

山梨県(以下「甲」という。)と山梨県カーリサイクル協同組合(以下「乙」という。)は、大規模災害時における応急復旧活動の阻害となる障害物の除去等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山梨県内において大規模災害が発生した際、市町村が実施する応急措置について、甲が市町村から業務実施の調整依頼を受けた場合において、乙に対して要請する障害物の除去等の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、市町村から障害物の除去等の実施に係る調整依頼を受けたときは、乙に対し、「応援業務要請書(様式1)」により当該市町村への協力の要請を行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

(業務の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の組合員の保有する機材を活用し、必要な協力を行うものとする。

2 乙は、応援業務を完了したときは、「応援業務実施報告書(様式2)」により、甲及び当該市町村に報告するものとする。

(費用の負担)

第4条 本協定に基づく応援業務に要する費用については、原則として当該市町村が負担するものとし、その額は、乙と当該市町村が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第5条 本協定に基づく応援業務の実施により、乙の組合員及び機材が損害を受けた場合の補償は、乙の責において行うものとする。

(損害補償)

第6条 本協定に基づく応援業務の実施により、第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責において行うものとする。ただし、当該市町村が除去等を要請した対象物に係る補償については、乙と当該市町村が協議して定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

様式 1

平成 年 月 日

山梨県カーリサイクル協同組合
理事長

様

山梨県知事

応援業務要請書

大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定第2条の規定により、次のとおり応援要請します。

なお、応援業務の詳細な内容については、市町村の担当者と直接、協議されるようお願いいたします。
記

1 実施日時（期間）

2 実施場所

3 災害状況及び応援業務の内容（障害物の種類、数量等）

4 市町村の担当者

所 属	
氏 名	
電 話	
F A X	

5 県の担当者

所 属	森林環境部 環境整備課
氏 名	
電 話	
F A X	

6 その他必要な事項

以上

様式 2

平成 年 月 日

山梨県知事
市町村長

様
様

山梨県カーリサイクル協同組合
理事長

応援業務実施報告書

大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定第3条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 実施日時（期間）

2 実施場所

3 実施内容

4 乙の現場責任者

実施組合員（事業所名）	
氏 名	
電 話	
F A X	

5 実施事業所名

実施組合員（事業所名）	人 員	使 用 機 材

6 その他必要な事項

以上

「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」

((一社)山梨県産業廃棄物協会)

地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定

山梨県(以下「甲」という。)と社団法人山梨県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)は、地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山梨県内において地震等大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の撤去、収集・運搬、中間処理・処分の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、地震等大規模災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリートくず、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、県内市町村・一部事務組合(以下「市町村等」という。)が実施する次の各号に掲げる事業(以下「災害廃棄物の処理等」という。)について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の中間処理・処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車輛、資機材を調達し、市町村等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(協力要請の手続き)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した経費については、原則として当該市町村等が負担するものとし、その額は乙と当該市町村等で協議の上決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定における連絡窓口は、甲においては山梨県森林環境部環境整備課、乙においては社団法人山梨県産業廃棄物協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況を3年ごとに作成し、これを甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

この協定は、平成17年5月12日から効力を発生する。

処理業者の廃棄物処理施設に係る被害状況等報告書

報告日	年 月 日	林環所名	
連絡先	電話: FAX:	担当者氏名	

【留意事項】

被害状況等の確認・報告対象施設は、次のとおりとする。

法第 8 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理施設のうち次に該当するのもの

- ・ 選別施設、破碎施設
- ・ 焼却施設

法第 15 条第 1 項に基づく産業廃棄物処理施設のうち次に該当するのもの

- ・ 破碎施設（法施行令第 7 条第 7 号、同条第 8 の 2 号）
- ・ 焼却施設（法施行令第 7 条第 8 号、同条第 13 の 2 号）

1．被害が無く、災害廃棄物の受け入れ・処理が可能な施設

名称	設置場所	連絡先	施設の種類 (処理対象廃棄物)	処理能力

2．軽微な修繕により、災害廃棄物の受け入れ・処理が可能となる施設

名称	設置場所	連絡先	施設の種類 (処理対象廃棄物)	処理能力

軽微な修繕：被災から 1 ヶ月の間に修繕・稼働が見込まれる場合

一般廃棄物処理施設に関する被害状況等報告書

報告日	年 月 日	市町村・一部事務組合名	
連絡先	電話: FAX:	担当者所属・氏名	

【留意事項】

報告対象施設は、廃棄物処理法第9条の3第1項に基づく届出施設とする。
 (例：焼却施設、最終処分場、し尿処理施設、破碎施設、選別施設、圧縮施設)

施設の名称 種類	被害の有無	被害の内容	処理可能量 (t / 日)	特記事項
	有 ・ 無			
	有 ・ 無			
	有 ・ 無			
	有 ・ 無			
	有 ・ 無			

処理可能量は、施設の被災状況や資材の備蓄状況等を踏まえて記載する。平常時と同様の稼働が可能な場合には、施設の処理能力を記載する。

障害物の除去等に係る支援要請書

(山梨県カーリサイクル協同組合への支援要請)

支援要請日	年 月 日	市町村名	
担当者所属・氏名		連絡先	電話: FAX:
実施希望日時 又は期間			
実施場所 (地図添付)			
障害物の種類、数量	種類		
	数量		
災害状況及び要請の内容			
特記事項			

